

平成27年第2回定例会

一宮町議会会議録

平成27年6月18日 開会

平成27年6月18日 閉会

一宮町議会

平成27年第2回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（6月18日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
一般質問	17
袴田忍君	17
吉野繁徳君	26
志田延子君	30
藤乗一由君	35
畑場博敏君	53
渡邊美枝子君	61
鶴野澤一夫君	72
小林正満君	78
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
報告第1号の上程、説明、質疑	88

議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
日程の追加	106
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
閉会の宣告	110
署名議員	111

平成27年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成27年6月18日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	爍場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
会計管理者	峰島勝彦	教育長	町田義昭
総務課長	峰島清	まちづくり 推進課長	小柳一郎
税務住民課長	大場雅彦	福祉健康課長	高師一雄
事業課長	塩田健	保育所長	井上高子
教育課長	渡邊幸男		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	鵜澤あけみ
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告
日程第五	請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する

る請願書

- 日程第六 請願第 2 号 「国における平成 2 8 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第七 一般質問
- 日程第八 承認第 1 号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第九 承認第 2 号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて
- 日程第十 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第十一 議案第 1 号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第十二 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第十三 議案第 3 号 平成 2 7 年度一宮町一般会計補正予算（第 1 次）議定について
- 日程第十四 議案第 4 号 平成 2 7 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 次）議定について
- 日程第十五 議案第 5 号 平成 2 7 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）議定について
- 日程の追加
- 日程第十六 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
- 日程第十七 発議第 2 号 国における平成 2 8 年度教育予算拡充に関する意見書

開会 午前 9時02分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、おはようございます。

梅雨空のうっとうしい季節であります。早朝よりご参集をいただき、まことにご苦労さまでございます。

本定例会から、クールビズ期間中は地球温暖化対策と節電対策を目的に、ノーネクタイで議会を開催いたします。

なお、暑い方は上着を脱いでいただいても結構です。

ただいまから平成27年第2回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

秦議会運営委員長。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告をいたします。

平成27年第2回一宮町議会定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、請願2件、専決処分の承認2件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の改正2件、補正予算3件であります。

また、一般質問については8名の議員から提出をされております。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日18日、1日としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

14番、・場博敏君、15番、吉野繁徳君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（島崎保幸君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、定例監査報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書の提出がありました。

別紙、諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。

これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（島崎保幸君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成27年第2回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

最初に、平成26年度の予算執行についてでございますが、5月31日をもって全ての出納閉鎖をいたしましたので、その決算見込みについて申し上げます。

一般会計は、歳入45億9,661万円、歳出は43億81万円、繰越金は2億9,580万円でございます。また、国民健康保険事業など4つの特別会計は、合計で歳入が28億2,387万円、歳出が27億297万円、繰越金は1億2,090万円ございました。

次回の定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、節電及び地球温暖化に対する取り組みでございます。

5月1日からノーネクタイ、またはいっちゃんポロシャツの着用を認め、庁舎内の室温を原則28度とするクールビズに取り組んでおります。議会を初め住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、平成27年度のまちづくり町民提案事業でございますが、4月24日に審査会を行い、4団体の事業が採択されました。

活動2年目となるのは、一宮町が外房・南九十九里地域の中心として繁栄をしていた大正から昭和初期のころの姿を明らかにする、「『大正・昭和の一宮ものがたり』を残す会」と、絵画を通じて地域住民とコミュニケーションを図る「イロノキ」の2団体が継続して事業を行います。

また、誰でも気兼ねなく手軽に本が読める場所を提供する「図書館がほしい町民の会」と、子育て支援者や市民団体をサポートする仕組みをつくる「138子育てネットワーク」の2団体は、新たな事業を行います。

町民の皆様の熱い思いと創意工夫で、活気あふれるまちづくりが推進されることを期待しております。

次に、JR上総一ノ宮駅東口開設についてですが、上総一ノ宮駅の利便性は、町の人口維持の大きな要因となっており、東口開設は将来の町の発展のためにも欠かすことのできない重要な施策であります。

このためにもJR東日本千葉支社との正式協議の開催に向け、取り組みを加速させていきたいと考え、東口開設の実現を本格的に進めるため、まちづくり推進課長をリーダーとし、関係するグループ長や担当職員で構成する上総一ノ宮駅東口開設プロジェクトチームを4月24日に設置いたしました。

駅東口開設が実現できず、27年間という町の長年の懸案事項となっている理由は、これまで事業費の財源確保ができなかったという一点に尽きます。

国は地方創生と称して、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生法」の制定と「地域再生法」を改定し、この2つの法律で、人口の減少と東京一極集中の是正を求め、市町村に対し支援体制を整えました。

「まち・ひと・しごと創生法」での総合戦略ビジョンは、各市町村で2060年を見据えた構想を作成するソフト事業で、全国の市町村に義務づけられ、現在各市町村は総合戦略ビジョンの作成に追われております。一宮町の総合戦略ビジョン作成状況はこの後にお話しいたします。

一方、「地域再生法」は、やる気のある市町村に集中的に政策資源を投入し、将来の構想のために道路とか公共施設をつくることのできるハード事業であります。

平成27年度の国の予算は70億とかなり狭き門の事業ではございますが、これまで国の補助対象になっていない事業が対象ということ、今年度からその計画作成費1,000万円を交付金として市町村に交付されることになったことを加味し、事業の審査は厳しく狭き門ではございますが、町は東口開設を含めた、海を中心とした環境整備事業を計画し、平成27年度計画作成費1,000万円の申請を4月にいたしました。

その結果、国の審査を通り、6月9日付で計画作成費1,000万円の交付決定を受けられましたことを、皆様にご報告いたします。

今後、早期に国からの交付金で、東口開設についてはJRとも協議を重ね、計画書の作成に入りたいと思います。

なお、今回の補正予算に提案しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

そして、今年度作成した計画書をもって、平成28年1月に行われる国でのプレゼンテーション審査により、事業認定の合否が決定いたします。事業認定が受けられれば、総事業費の50%の交付金が受けられ、残額については起債対象となります。

町民の皆様の念願である東口開設の実現について、少し前進していることをご報告いたします。

また、一方の総合戦略ビジョンについては、私を本部長とし、副町長、教育長、関係課長等で構成をする一宮町まち・ひと・しごと創生推進本部を4月27日に設置いたしました。先行して2月に設置していた町若手職員によるプロジェクトチームとともに、将来の人口展望を示す人口ビジョンと、平成27年度から平成31年度までの5カ年間に行っていく具体的な施

策を盛り込んだ一宮町版総合戦略の作成を進め、ことし10月までには完成する予定です。策定に当たっては、町民の皆様へのアンケート調査を初め、産業や金融などの代表者や大学教授の方々など、各界の有識者からも広く意見を求めてまいります。また、7月1日には、内閣府の地方創生担当者、移住向け雑誌の編集長、地元のサーフィン業や農業、お母さんサークルの代表者のほか、私も参加いたしまして、ホテル一宮シーサイドオーツカを会場に、地方創生セミナーを開催し、将来の一宮町の道筋について町民の皆様とともに考えてまいります。今後も多くの人に一宮町で暮らしたいと思っていただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

次に、4月1日より教育委員会制度が変わりまして、全ての地方公共団体に総合教育会議を設置することが義務づけられ、6月10日に第1回目の会議を開催いたしました。

この会議では、まず一宮町の教育の目標や施策の基本的な方針、「一宮町教育大綱」を策定し、一宮町の教育施策に関する方向性を明確化しなければなりません。

6月10日の第1回目の会議では、「一宮町教育大綱」の素案を私から提案させていただき、教育委員の方々と議論をさせていただきました。議論した中で、教育大綱策定までのスケジュールとして、8月の総合教育会議で教育大綱の原案を作成し、その後パブリックコメントを実施し、10月の総合教育会議で教育大綱の決定をするということになりました。

私は、この総合教育会議に当たり、大切なことは教育委員会の独自性を尊重するとともに、町長として個人的な思想や信条によって教育政策が左右されないよう、教育の中立性、継続性、安定性を確保することだと思っております。そして、これまで以上に教育委員会との情報交換や、協議、調整等を行い、共通理解を深めながら、住民の皆さんや子供たちの幸せを願って、教育行政を進めてまいりたいと考えております。

次に、商工観光関係ですが、昨年に引き続き試行実験として、海岸駐車場を有料駐車場として開設いたしました。開設に当たり利用者の方々から要望のあった駐車場入り口部分の舗装と仮設トイレの増設を行い開設いたしました。

なお、有料期間ですが、一宮海岸につきましては4月24日から9月30日まで、釣ヶ崎海岸は5月10日から10月31日まで有料駐車場として実施いたします。

次に、地域の消費喚起並びに町内経済の活性化、商店街の活性化を図るため、国の地域消費喚起型交付金を活用して「一宮町得々お買物券」を6月20日土曜日から販売いたします。販売される商品券は、購入価格1万円で1万4,000円のお買い物ができる商品券となっております。町内の小売業を初め飲食店など約200店舗で利用ができる、大変お得な商品券とな

っております。町民の皆様には、ぜひこの機会にお買い求めいただき、活用をお願いいたします。

続いて、イベント関係ですが、7月18日に海開きを行い、8月24日までの38日間海水浴場を開設いたします。ことしは、県内で初の試みとして、障害者の方が海水浴を楽しめるよう、乗車したまま砂浜を自由に移動ができ、そして乗車したまま海水浴もすることができる水陸両用車椅子「ティラロ」2台を完備し、無料で貸し出しいたします。

また、毎年好評である「はまぐり祭り」を県民の日長生地域行事として盛大に行う予定です。ふだん体験することができないハマグリ拾いやハマグリのつまみ取りなどを実施し、海水浴客の集客や千葉ブランド水産物のPRに努めてまいります。

また、恒例となっている納涼花火大会は、8月1日土曜日に予定しております。開催に向け、観光協会理事の皆様方と職員により6月1日から、町内外に寄附のお願いに伺っております。ことしも一宮海岸を彩るすばらしい花火大会を期待しております。

続いて、風物詩である灯籠流しは、ことしも例年同様に8月16日の日曜日に一宮川河口のかもめ橋付近で実施いたします。灯籠流しにあわせて雅楽の演奏などさまざまな催しものを予定しておりますので、ぜひ足をお運びください。

今年度も、夏期観光期間中は、警察や消防及び関係機関との連絡を密にして、事故防止に万全を期してまいります。

次に、国保関係について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計ですが、5月末における平成26年度の決算見込みの状況を見ますと、約9億2,000万円の医療費がかかり、8,700万円程度の繰越金が見込まれております。

さて、平成27年度の国民健康保険税ですが、平成25年度決算時には約1億1,000万円あった繰越金が、平成26年度現在では約8,700万円と、2,300万円ほどの繰越金が歳入の不足分として医療費に充てられました。医療費の推移を長期的に見た場合、被保険者の高齢化とともに今後も右肩上がりに上昇していくことは間違いなく、現行の税率を維持した状態でも数年後には繰越金が底をつく状況が予想されます。こうした厳しい状況を踏まえ、急激な税の負担増を避けるため、現行の税率で引き続き皆様にご理解とご協力をいただきたいと思います。

一方、医療費削減の一環として行っている特定健診は、今年8月から始まり、19日まで実施いたします。昨年度、土曜日の健診を実施したところ、103人の受診者数の増加が見られました。今年度も引き続き土曜日健診を継続し、皆様の健康を守ってまいります。

また、ジェネリック医薬品の広報やシールの配付、一般の医薬品との差額通知を発送する

ことにより、引き続き医療費削減に努め、将来的にも税負担の増加を抑制できるよう努力してまいります。

なお、国保改正法案が、参議院でも可決され、5月29日に公布、施行されたことに伴い、平成30年度から国保の財政運営が都道府県に移管することが決定いたしました。

次に、福祉関係ですが、重度心身障害者の医療費助成については、これまでは医療機関の窓口で支払ってから、町に領収書を添付して申請する償還払い方式でしたが、平成27年8月から窓口で減額する現物給付の方式に移行いたします。この方式の変更で、町の窓口申請が不要となります。なお、所得に応じて一部負担金も免除されます。

本議会に、条例の改正案を提出いたしましたので、よろしくお願いいたします。

続いて、臨時福祉給付金については、昨年引き続き消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への社会保障の充実のための措置として、今年度も臨時福祉給付金を支給いたします。今回の支給額は6,000円で加算はございません。平成27年1月1日時点で一宮町に住民票があり、平成27年度分の住民税が課税されていない人が対象となります。詳しい内容は広報等をごらんいただきたいと思います。

次に、児童関係ですが、今年度も子育て世帯臨時特例給付金を支給いたします。支給対象者は、平成27年6月分の児童手当の受給者で、児童1人につき3,000円の支給ですが、昨年と同様に所得制限がございます。

なお、今年度は臨時福祉給付金の対象になる方も、子育て世帯臨時特例給付金と両方を受けることができます。手続きにつきましては、児童手当の現況届の際に給付金の申請が1回でできるよう簡素化し、9月1日まで受付を行っております。また、今年度はさらに給付金の申請に来られたときに、5,000円の「子育て応援商品券」を配布いたします。これは地方創生事業として子育て家庭への経済的な支援と、地域の消費活性化を目的に実施するものです。

なお、事業実施に当たっては、アンケート調査にご協力をいただき、事業効果の検証を行ってまいります。

そのほか、現在進めております保育所整備基本計画ですが、平成28年4月に保育所型認定こども園として開園を目指す東浪見保育所について、3月29日に保護者・住民説明会を開催し、開園後の保育内容の説明を行いました。用地の整備工事は埋め立て工事が完了し、小学校と共有する進入路整備工事について発注の準備を進めております。夏には、この進入路の整備工事とあわせて建物の建築工事も始まる予定です。一方では、一宮保育所についても保育所型認定こども園として、平成29年4月に開園できるよう整備を進めております。今年度

4月に当初検討しておりました移設候補地は、想定していなかった問題が見つかり、保育所設置には適さない場所であったと判断したため、現在は新しい候補地について交渉を進めております。夏までに用地買収について話をまとめ、秋には移管先法人の公募を行えるよう計画を進めてまいります。

健康関係事業ですが、昨年度10月から高齢者肺炎球菌ワクチン接種が定期接種となったことを受けて、多くの方が接種されました。今年度も定期接種該当年齢の方には個別にお知らせしたところです。

介護保険事業ですが、平成27年度新規事業として介護支援ボランティア制度が始まりました。現在、町内8つの介護事業所において受け入れ申請があり、ボランティアについても3人が登録をしております。元気な高齢者に積極的に社会参加をしていただき、介護予防の推進を図ってまいります。

また、出張介護予防教室を定期的で開催する地区や団体が、4月からさらに3カ所ふえ、10の団体が元気に生き生きと暮らせるよう、体操やゲームに取り組んでおります。その他不定期開催の団体を合わせると、現在15の団体が活動していて、参加人数や開催の回数も年々増加しております。今後も積極的に開催できるよう働きかけてまいります。

なお、第6期事業計画の特別養護老人ホームの整備についてでございますが、平成29年度の開設に向けて、現在事業者の募集を行っております。事業計画など事前審査を行い、9月までに事業者の選定を行い、施設の整備を行ってまいります。

次に、農業関係ですが、水稻から病害虫を防ぐため、農家組合が中心となってラジコンヘリコプターによる水稻農薬散布を、7月11日に綱田地区で、また7月16日に役場の東側から東浪見の釣地区の区域で、合わせて約183.4ヘクタールを実施いたします。関係機関及び住民の皆様のご協力をお願いいたします。

また、米の関係ですが、経営所得安定対策の内容に大きな変更点はございませんが、収量が上がるほど助成額がふえる飼料用米の作付を推進しており、農家の皆様の理解と制度の推進に向け、稲作農家全戸にパンフレットを配付し啓発に努めております。さらに、農家から提出された水稻の生産計画書から、制度が適用可能な方につきましては個別に説明し申請を促しております。この制度の申し込み締め切りは6月末までですが、国の方針により飼料用米については取組面積の拡大を図るため受付期間を1カ月延長し、7月末までとなりました。一宮町地域農業再生協議会のもと、農家にとって有益となる制度の活用を指導してまいりたいと考えております。

次に、施設園芸ですが、農業施設の改修や新設を支援する新「輝け！ちばの園芸」事業は、今年度も要望が多く、「生産力強化支援型」が6人で、「リフォーム支援型」が4人となっており、事業実施に向け手続を進めているところでございます。町の主要農産物であるトマト・メロン・梨の増産に大きく寄与するものであり、大いに期待するものです。

次に、農地の所有者と農業経営者の間に農地中間管理機構が立って、農地の貸借等を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める農地中間管理事業ですが、これは一部業務を市町村へ委託し、連携して事業を進めていくものであり、町は機構の窓口となり、借受者及び貸付者の申し出の受付を行っております。現在10人の農地借受希望者が登録されております。この制度を活用していただくため、これからも周知に努めたいと考えております。

次に、町道の工事関係ですが、新設改良工事については、4月9日に今年度1回目、5月11日には2回目の入札を行いました。今後も緊急性や優先順位に配慮しながら、地域住民の要望に沿った予算執行に努めてまいります。また、昨年からの工事に着手した町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの改良事業は、農繁期を避け、9月ごろに工事を発注する予定です。

次に、交通安全対策関係ですが、去る5月14日に人身事故が発生した一宮観光イチゴ組合直売所の交差点について、信号機設置の要望書を茂原警察署に提出いたしました。

また、長年の懸案事項であった新浜の九十九里一宮大原自転車道に並行している新浜通りの迷惑駐車対策といたしまして、ラバーポールを設置するため、今回補正予算を計上しております。これについては、警察からの迷惑駐車対策の早期実施について厳しい指導があったための措置でございます。

道路愛護の関係ですが、一宮町のメインストリートである役場前の一宮停車場線の植樹帯の整備を、平成27年度の町民提案事業で募集し行う方針を立て公募したものの、3月末まで応募がなかったことから、海水浴シーズンや町で行うトライアスロンなどのイベント開催前までに整備を行いたく、こちらも今回補正予算を計上しました。現在ある樹木等を撤去し、ガザニアを植え、美しい植樹帯にするものです。なお、これは海に続く町の玄関に当たる道路であり、環境美化の一環から大塚実海と緑の基金を使用いたします。

環境関係ですが、5月31日の日曜日に、ごみの散乱防止と再資源化の普及啓発のため、道路等の公共の場所に捨てられた空き缶、空き瓶、紙くず等の一斉清掃を行うゴミゼロ運動を実施いたしました。町内全域で2,771人の参加をいただき、ごみの回収量は約1.8トンとなり、昨年より220キロほどの増量でございました。

次に、4月15日と16日、19日の3日間、犬の狂犬病予防注射を、集合注射として12カ所で

310頭実施いたしました。狂犬病は犬だけではなく人にも感染し、発症すると治療法がない病気です。町内での発症を防止するため、今後も犬の狂犬病予防注射の実施について取り組んでまいります。

次に、住宅用太陽光発電システム設置事業と住宅リフォーム補助事業ですが、ともに一定の条件のもと、設置に対し一部を助成いたします。5月末現在、太陽光発電システム設置事業には7件、住宅リフォーム事業には2件の申し込みがございました。

次に、釣ヶ崎海岸のエコトイレですが、し尿を処理する土壌システムが耐用年数を超え、処理能力が低下していることから、土壌の入れかえを実施いたしました。

次に、大気汚染物質であるPM2.5の問題ですが、県内35の測定局で日々監視をしており、濃度の上昇が見込まれた場合には防災行政無線等で注意喚起に備えてきました。これまで、健康に影響を受ける濃度の上昇は確認されておりませんが、引き続き監視を行ってまいります。

次に、放射能汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農作物、小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、結果は不検出か基準以下となっていることから、町民の皆様方への健康への影響はないと判断しております。

都市整備ですが、東浪見土地区画整理組合は、ことし3月27日、県から組合の解散が認可されました。組合としてはまだ存続し、残余財産の処分を行う業務が残っておりますが、この残余財産の処分方法を定める清算総会が近々行われる予定です。その後、全ての財産を処分すると千葉県に事業終了の報告を行い、事業終了となります。

次に、教育関係ですが、平成27年度小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校が15人、一宮小学校が77人、一宮中学校は103人でした。これにより、5月1日現在の児童生徒数は、東浪見小学校124人、一宮小学校536人、一宮中学校309人となりました。

なお、児童生徒数の昨年度との比較では、東浪見小学校は2人の増加、一宮小学校は増減なし、一宮中学校は1人増、3校合わせて3人の増となっております。

続いて、新規事業でありますサタデースクールでございます。これは小学校3、4年生を対象に算数の基礎的な学力の定着を図ることを目的に開校しております。参加児童数は、東浪見小学校が23人、一宮小学校が54人、合計77人で、参加比率は39.7%と約4割の児童が登録し、毎月第1、第3の土曜日に各学校で学習に取り組んでおります。

次に、社会教育関係についてですが、放課後児童健全育成事業につきましては、ことし4月から学童保育の対象年齢が小学校6年生までに引き上げられたことに伴い、定員増を図る

ために、中村ビル一室を新たに借りまして、小学校を活用した学童保育施設と合わせまして3カ所で実施しております。5月1日現在の入所児童数は、東浪見小学校の施設に27人、一宮小学校施設に51人、中村ビル一室に9人、計87人となっております。現在、待機児童はいない状況でございます。

また、4月に公民館教室の受講生を公募したところ、多くの町民の方々から応募いただき、4教室55人により順次講座をスタートしております。

総合文化祭については、芸能と音楽を楽しむ会が10月25日の日曜日、文化祭は10月31日の土曜日と11月1日日曜日の2日間開催の予定となっております。

また、繰越事業で実施しております振武館とGSSセンターの改修工事につきましては、振武館については5月で完了しており、GSSセンターについては6月末完了を目指して工事を進めております。

終わりに、この定例会に、承認が2件、報告が1件、条例の改正が2件、補正予算が3件を提案いたしました。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で私の行政報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、関山邦宏。

紹介議員、鶴野澤一夫。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

請願事項。

平成28（2016）年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23（2011）年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24（2012）年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第6、請願第2号 「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

請願第2号 「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。
住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、関山邦宏。

紹介議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

請願事項。

平成28（2016）年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成28（2016）年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現するためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成28（2016）年度にむけての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算をさらに拡充すること。
- 5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- 6、危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
- 7、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号「国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

◎一般質問

○議長（島崎保幸君） 日程第7、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（島崎保幸君） それでは、通告順に従い、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。4年間ここに座らせていただきまして、初めて1番をとりました。よろしくお願ひいたします。

それでは、私の一般質問、きょう2つの質問がございますので、1問ずつ区切らせてもよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい、結構です。

○8番（袴田 忍君） よろしく願いいたします。

それでは、1つ目の一般質問にさせていただきます。1つ目は、これはことし2月にも町長の写真入りで報道されております日本ウミガメ会議、これ新聞報道をされておりますので、一応明らかにされていますが、日本ウミガメ会議についてはまだまだ不透明な部分が多くございます。そして、私自身も一応行政側からの説明を受けて議会の席で答えをいただきまして、11月にウミガメ会議が開かれるんだ、でも、しかし、それはあくまでも、なるほどという部分で私も終わってしまいました。ですから、今回、これを掘り下げて、町長、そしてまた担当課長の意見をお伺いしたいと思います。

11月27日から29日の3日間、当町において日本ウミガメ会議が開催されます。これはもう皆様ご承知だと思います。会議の内容等、それから十分説明ができていない部分について、以下の4項目について質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1点目、ウミガメ会議を開催する目的は何か。会議開催によって町はどのような効果を期待しているのか。お願いします。

2点目、そのウミガメ会議の具体的内容とスケジュールについてお願いいたします。

3点目、この会議開催ですが、経費と財源についてはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

4点目、このウミガメ会議が今後関連事業としてどのような事業を予定しているのかを伺いたいと思います。

この4点について担当、それから町長のほうのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

まず、日本ウミガメ会議の開催の目的は何か、どのような効果を町は期待しているのかというご質問でございますけれども、一宮町の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物でありますウミガメを町民が一体となって保護していこうということで、実は昨年4月に一宮町

ではウミガメ保護条例を制定いたしました。この条例に基づきまして、町では監視員を設置し、また保護活動を行っているところがございますが、まだまだ町民の意識は不十分だと感じております。

そこで、この歴史のある日本ウミガメ会議を本町に誘致することで、町民の方々がウミガメの保護活動や生息に係る環境問題に関心を寄せていただければと考えております。もちろんこれは本町だけではなくて、アカウミガメの産卵地は一宮町が北限というわけではなくて、ちょうど九十九里海岸が北限でございますので、お隣の長生村、そして白子町、大網白里市でも保護団体が活動しております。ですから、これは一宮町だけではなくて、千葉県民に対して、ウミガメが産卵する環境があるんだということ、そしてその環境をみんなで守っていくんだということの、意識を高めていくというのが、第一の目的でございます。

そして、第二でございますけれども、この会議は、大変世界的に関心のある会議でございます。昨年も私、奄美大島で開かれました会議に出席いたしましたけれども、インターネットで世界に発信されております。また、海外からも学者の方が見えます。そういうことで、非常にアピール度が高いわけですね。

この前、私は4月の町の広報紙にも書きましたけれども、この外房地域で一宮町がなぜ人口がふえているのか、減っていないのか、2つの要素があります。皆さん方ご承知のとおり、JR上総一ノ宮駅から東京までの交通アクセスがいいということはもちろんでございますけれども、もう一つは、やはり首都圏にありながら大変自然環境がよいということ、そのために30代の小さいお子さんを持っている方が首都圏から移り住んできていると、これが一宮町の一番大きな強みでございます。

ですから、こういった自然環境を外に強くアピールすることが、移住者による人口増加を、そしてさらに交流人口がふえていく、観光客も増加するということで、一宮町に大きな波及効果をもたらす、これは私は一番大きな目的としております。そして、これは単に一宮町だけではなくて、この外房地域全体を活性化するための事業だと考えております。

次に、具体的な内容とスケジュールについてでございますけれども、この3月に日本ウミガメ会議が実行委員会を立ち上げまして、開催に向けて話し合いを重ねているところでございますが、日程につきましては、会場がホテル一宮シーサイドオーツカでございまして、3日間の開催でございます。1日目はウミガメの専門家による講演会でございます。そして、昨年、ハワイでウミガメがやっぱり一時絶滅に瀕したということで、ウミガメ保護活動を行って、今ハワイは大変なウミガメの楽天地になって、観光客もふえておりますけれども、そ

の専門家の方が見えて講演を行いました。2日目はシンポジウムでございます。また、各団体による発表会、これは各地域で保護団体がございますので、その地域の実例を持ち寄って意見交換を行うものが2日目でございます。そして3日目も引き続き発表会ということになっております。また、会議と会議の間には、海岸の観察などのアトラクションとか、また来場した多くの方に楽しんでいただくような催しを予定しております。また、会議開催の前日には、町内の保育所とか一宮小学校、東浪見小学校、一宮中学校でウミガメの勉強会の出前講座等も、例えば鴨川シーワールドさんに協力していただいて、多分ウミガメを運んでいただくというような、そういうことも今現在計画してございます。

会議の経費でございますけれども、全体で970万円を見込んでおります。財源といたしましては、企業からの協賛金、そして参加者からの参加費、そして町からの補助金となっております。

なお、このような事業には、千葉県環境財団という県の環境関係の組織がございます。そこで助成事業がございます。そういうことで、町もこの助成の申請をいたしました。12月に申請いたしました。4月に交付決定を得ております。この助成事業は「提案型環境再生事業」といまして、千葉県の環境上の課題に対し、県、市町村、県民の協働による迅速な解決を目指し実施する、県民団体からの提案による環境再生に関する経費に対して約2分の1を助成するというものでございまして、この助成事業を有効に活用して町の負担額の軽減を図ってまいります。また、助成事業の活用には町からの補助金の組みかえなどが必要であることから、今後、予算の内訳を明確にして、また議会で皆様方にお諮りしたいと考えております。

実は、これにつきましては、先ほどお話しいたしましたけれども、12月にこれを申請したわけでございますけれども、1月上旬に開かれました臨時議会のときに行われました全体会議で、この財団のほうに申請をしているということはお話し申し上げたわけでございますけれども、実際まだ交付が受けられるかどうかは全く不明であったため、詳しいお話しはさせていただきますませんでした。4月に決定通知が来た段階で、議員の皆様方には内容を詳しく説明すべきであったと思っております。この点については素直におわびをいたします。

ただ、この環境財団の事業は、単に会議の開催だけではなくて、それに、会議開催以降の環境再生事業ということで、それに対する助成となっております。これは単に一宮町だけではなくて、この九十九里浜全体のウミガメの保護活動に利するための活動を、例えば九十九里浜に産卵に来ているウミガメが、どのようなコースをたどってまたここへ戻ってくる

のかということを探るために、産卵して上陸したウミガメに装置をつけまして、通信衛星でそれを捕捉して、それをその後の保護事業に生かしていくとか、あるいは明るいところを大変ウミガメは嫌いますので、赤色灯に海岸の街路灯を取りかえていくとか、そういった事業はこの中に含まれております。

次に、4番目で、今後関連事業としてどのような事業を予定しているか。先ほどお話ししましたけれども、そのような事業を現在予定しております。具体的な内容については今現在また詰めているところがございます。今後の事業としましては、単に会議の開催で終わらせるのではなくて、会議の開催を契機といたしまして、その後もウミガメの保全・保護活動が効果的に取り組まれるような、そういった活動を千葉県環境財団の資金を活用して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。

4点ほど町長のほうから答弁いただきました。1番、2番、3番、4番と区切ってあるんですが、もうちょっと詳しく説明いただきたい部分が2点ほどございますので、再質問させていただきます。よろしいでしょうか、はい。

それでは、町長、1つ目は、先ほどウミガメ保護に関する事業を展開していく予定であるという答弁をいただきました。やはりこれももう少し具体的にこういうものがあるというものがあれば、ちょっと深く掘り下げてお話ししていただきたいと思います。

それから、2点目なんですけど、これは一番私たちもちょっと今まで疑問にしていた予算的なものでございますが、千葉県環境財団、これからおける助成金はどれぐらいの額になっておりますか。これはきちんとできるものであれば明記していただければありがたいと思います。この2点をお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 再質問にお答えいたします。

まず、次の助成金の経費でございますけれども、12月に申請いたしまして、4月に決定通知がまいりました。助成金の対象経費は729万8,000円ということで、その2分の1、ですから、364万9,000円がことしは県のほうの環境財団から交付決定を受けております。それが1点でございます。ですから、逆に言うと、その364万9,000円については町のほうの補助金を

減額した形でまた対応しなけりゃならないという形になってくると思います。

それから、具体的な事業でございますけれども、一宮ウミガメの歴史調査、これはどういうことかといいますと、一宮のウミガメは、これは今から始まったわけではなくて、もちろん昔からウミガメが上陸しているわけですが、そういった過去の聞き取り調査を行って、これを一つの歴史的なものとして取りまとめていくというのが、この歴史調査でございます。これには子供さんたちのお力をおかりしたいなと思っています。お子さんたちが自分のうちのお父さん、お母さん、あるいはおじいさん、おばあさんに、ウミガメについての聞き取り調査というようなものもこの中に組み込まれていると聞いております。

それから、ウミガメ観察のルールガイドブック、これはウミガメを観察するときのルール、例えば具体的にどういう形でもってウミガメに対して接したらいいのかというような、そういうガイドブックをつくって、広く皆さん方に知っていただくというようなガイドブックの作成でございます。

それから先ほど話しましたウミガメの衛星追跡調査でございます。これは今現在、この九十九里浜に上陸するウミガメはどのような過程をたどってまた戻ってくるのか全く謎でございます。ですから、この衛星追跡調査をつけることによって、これを何年間か実施することによって、それがもしわかれば、また大きな前進をするのではないかと考えております。

それから、ウミガメ産卵の生態調査とか、さっき話しました海岸線にあります防犯灯の白色灯は大変明るくて、ウミガメが産卵ができない、あるいは間違った方向に行ってしまうということと言われております。ですから、これを赤色灯に取りかえていく工事も今計画をしておるところでございます。ただ、これにつきましては、3年間というスパンで実施していくものでございますので、まだ具体的にどこを何年やるのかということについては現在日本ウミガメ会議のほうとも協議中でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問じゃございませんけれども、要望でちょっと申しわけございません。

大体というわけじゃありませんが、100%自分が理解するというのは非常に難しいんですが、要望として町へお願いをしたいことなんです、このウミガメ会議、これは今年度1年の仕事だと思っておりますけれども、やはり私もそうなんですけれども、地域の皆さん、町の皆さんは、ウミガメ会議があるんだなということは知っていると思いますが、そ

れに対しての、これは何をやるんだらうな、どういう条件でやるんだらうなというものを知ってもらわないと、町の事業に対しての理解が得られないんじゃないかと思います。そのためには、広報紙を使ったり、町内の回覧を使っていただいて、きちんと皆さんに明記していただいて、理解していただくということが僕は必要だと思いますのでね、今後、11月までは四、五カ月ありますけれども、決まったものに関してはぜひ地域の皆さんに知らせていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で要望を終わります。

それでは、2点目の質問に行かせていただきます。2点目は、通学路の交通安全対策についてお伺ひしたいと思います。私もこれは毎回言っているわけでございませぬけれども、以前にも通学路の交通道路に関して質問したことがあります。再度、これは質問させていただくんですが、一応読ませていただきます。

先月、一宮小学校で支援ボランティア会議、これは交通支援ボランティアを行っている人たちの会合なんですけど、私も交通安全協会の一員として参加させていただきました。そのときに、私は非常に気になって聞いていたんですけども、地域の方が危険箇所、そして交通マナー、それから歩道の整備、そういうものについて非常に指摘をしていたんですね。これはやはり我々本当にこの議会席に座っていたんではわからないんじゃないか、テーブルに座っていたんでは、やはり現場を見なければ理解できないんじゃないかという部分が非常にありました。そこで、2点ほどお伺ひしたいと思います。

1つ目は、町は通学路の点検をしているのかということです。

その中で、車道と歩道の分離について明確にしていらっしゃいますかということです。

それから、色あせた横断歩道、これ確かにございます。これの塗りかえはどうか。

それからもう1点目は、駅周辺の交通ルール等の啓発活動はどうか。これは何を意味するかといいますと、やはり駅前に駐車された自転車、これはやはり歩く人だけのものじゃないと思いますので、中学生が自転車に乗ります。そうしますと、その通り道に自転車があるということはやはり障害物になりますのでね、そういったところでのやはりマナーについて皆さんにどういう周知をしているのか。これまず1点目。

それから、もう1点は、通学道路に関しての苦情が、我々地域の方が多分苦情を町のほうに寄せられているんじゃないか。そういったものについて苦情がありますか、そしてその対策をどうしているのか。この2点をお伺ひしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、袴田議員さんのご質問に対して答弁いたします。

まず、1点目の通学路の点検でございます。

これにつきましては、町では、一宮町通学路安全プログラムに基づき、教育委員会を主体とし、茂原警察署、長生土木事務所、小中学校及びPTA、また所管課であります事業課、教育課で、年1回の合同点検を行っております。この点検結果に基づき、国県道に関しましては、所管である長生土木事務所、町道に関しましては町で対策を講じてきているところがございます。

なお、車道、歩道の分離というご質問でございますけれども、これに関しましては、いわゆる白線、外側線による分離をまず基本とし、可能な場所につきましては、ところどころで目につくと思えますけれども、グリーンカラー舗装による分離を行っております。

続いて、色あせた歩道でございますけれども、こちらは警察の所管となりますので、こちらは警察に要望し、順次塗りかえ等を行っていただいているところがございます。

3つ目の駅周辺の交通ルールでございますけれども、この迷惑駐輪に関してですが、非常に苦慮しているところがございますが、随時、警告シール等を貼るなどいたしまして啓発を行っているところがございます。

大きな2つ目の寄せられた苦情ということでございますけれども、事業課宛てに、大きなところではダイソーの前の横断歩道が薄くなっている、これを何とかしていただけないかという問い合わせは来てございます。この件に関しては茂原警察署と連絡協議し、今年度横断歩道の塗りかえを行っていただくという回答をいただいております。また、町道1-3号線、通称新川通り、長生酪農付近の通学路のことで、同じように安全対策の要望が寄せられておりますが、これについては茂原警察署、地元区長さん等と皆さん集まって現地で確認しており、今年度何らかの対策を講ずる予定でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） それでは、今の回答の中から2点ほど再質問させていただきたいと思っております。

1点目は、合同会議が開かれているということなのですが、私どものこの前の小学校のボランティア会議が5月でした。この合同会議に関して町でとられている会議の時期はいつでしょうか、1点目。

2点目が、寄せられた苦情、要するに先ほど横断歩道の塗りかえとか、そういうことがございました。それに関して、その事業をした後に、その苦情を寄せた方に報告をしているか、そしてその地域の方にこういうところがきちんと改善されましたよと、そういった返事をしているのか、その辺を2点お願いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、再質問に対してお答えいたします。

まず、合同点検、会議ではなく点検のほうでございますけれども、26年度は8月26日に実施しております。また、今年度、平成27年度におきましては、同じように夏休み期間中である8月中に実施する予定で今関係機関と協議しているところでございます。

また、2つ目の苦情に対してどのような報告をしているかということですが、苦情というか、ありがたい情報に対しましては、担当課、関係機関等で現地状況等を確認し、対応方法や、できるのであればその時期等について逐次、情報提供者のほうへ連絡しているという状況でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。

やはり寄せられた苦情に関してはきちんとした答えが僕は必要かなと、私は思っております。要望でございます。

それでは、ちょっと要望がございますので、要望を話させてください。

この6月1日より道路交通法が改正されまして、自転車等も一般車両と同じような罰金、それから講習会等が今度義務づけられるようになってしまいました。実際に、私の、高校生も、一度注意を受けているんですが、袴田さん、3回受けると講習会に行かなくちゃいけないんだよ、そうすると5,000円の教科書代と、幕張まで行くとなると8,000円近い教習代がかかるんだと、これは大変なんだと。そうなりますと、やはり人的なものに関しての支援は家庭でやったり、学校からできると思うんですね。こういうことがあるからしちやいけないんですよ、こういうことがあるから守りましょうということはあるんです。ですが、私ここで要望したいものは物的なもの、それは道路であったり、通学に支障を来すものは、これは町のほうできちんと修繕等をしなくてはいけないのではないかと。そうなりますと、側溝であったり、それから先ほどお話がありましたグリーンベルト、これもきちんと、今これもちょっと色あせている部分が非常に多いんですけども、やっぱりきちんと見えていただければ、子供たちもグリーンベルトであれば、ここは歩く場所なんだな、ここは自転車の乗る場所な

んだなど、きちんとやはり明確にしてくれるのではないかと私思いますのでね、そういった物質的なものは町のほうできちんと取り上げていただきたいと思います。

それからもう1点、点検の時期が8月にあるということです。私も一宮の交通安全協会のほうの会長をさせていただいておりますので、そういった関係者の方にも声をかけていただければ、私も一緒に歩けるのかな。そういう現場を一緒に見てくるのも、私たちの協会の仕事なのかなと私思いますので、ぜひそういったところにも呼んでいただければありがたいなと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 答弁はよろしいですか。

○8番（袴田 忍君） 結構です、これは。

○議長（島崎保幸君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 吉 野 繁 徳 君

○議長（島崎保幸君） 次に、15番、吉野繁徳君の一般質問を行います。

15番、吉野繁徳君。

○15番（吉野繁徳君） 15番、吉野です。議長、1番、2番、一緒に質問させていただきます。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○15番（吉野繁徳君） 私、社会保障、介護、そして身体障害者の雇用に関しまして一般質問させていただきます。

国の政策が年々変わる中で、担当課の皆さん方には非常によく対応され、対処されていることは十分に承知の上での質問ですので、ひとつよろしくお願いします。

さて、高齢化、核家族化により高齢者が高齢者を介護する老老介護、認知症の高齢者が認知症者を介護する認認介護、そして高齢者がまた障害者を介護する老障介護、今高齢化を過ぎまして、高齢社会に入ってしまったら、重い負担を背負わされている高齢者介護の状況は、今どうなのかというような感じなんですけど、毎日のように新聞、テレビ、メディアで報道されております。そういう中で、同居して主な介護に当たっている方々は配偶者、そしてその子供、その子供の配偶者と聞いておりますが、老老介護も認認介護も今後ますますふえるとのデータの中、在宅介護全体がふえていくのではないかと、そのように見えます。

このような中で、介護されております介護者の経済面、体力面はどうかと考えますと、一般に介護者の経済面、それは年金収入で賄っているとお考えの方がほとんど多いのではない

かと、そのように思われますが、その年金財政も厳しくなる一方の中で、年金で本当に賄っていけるのかという不安な面と心配な面も、その介護者には出てきているのが現状ではないかと存じます。

また、介護時間を見てみますと、ほとんど終日が大半を占めており、その対応はほとんどの方が女性の方だと聞いております。今後、これからの介護者の体力面、精神面、経済面を踏まえた中での在宅を基本とする政策の進行中、見守りなど老老、認認、老障介護に関しての高齢社会づくりに対応したこの町の今後の方針、また計画、そういうものをお伺いしたいと。

6月12日ですか、介護者交流会、担当課のほうで、この町でもやっておられると、そういう前進した面、かなり見受けられますが、やっぱり我が町で今ここだけはほかの町には負けてない介護の方法があるんだよと、そういうものがあつたらまたぜひ質問の中に入れていただきたい。

次に、2点目でございますが、お体の不自由な身体障害者の方の雇用に関しましてお伺いします。

先般、厚生常任委員会でもお話いたしました。その中で私が言いたかったのは、他町村ではなく、我が町の身体障害者の皆さんの雇用の受け入れはどうなっているのか。例えば地元の企業、また商店の、そういう連携はとれておられるのかということをお伺いしたいと。

再質問はいたしませんので、ざっくりとで結構ですので、ひとつよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） まず初めの、我が町の老老介護、認認介護、老障介護の現状についてどう考えているのか、それから、どのような取り組みをしているのかというご質問でございますけれども、私のほうからお答えいたします。

まず、27年度から、まず状況でございますけれども、大前提といたしまして、現在、65歳以上の高齢者の占める比率でございますけれども、ことし4月1日現在30.4%でございます。さらに4年後には、これがさらに31.4%と今後また増加することが見込まれております。また、介護認定者数でございますけれども、26年度には583名でございましたけれども、さら

に29年度には約30%増加して、約769名と、約3割ふえることが見込まれております。そして、そのうち、介護度3以上の施設入所対象者数は、26年度は254名でございましたけれども、29年度の見込みは350名ということで、これは4割増加しております。ですから、高齢者の比率もふえてきますし、そして介護認定者数もふえていくと、そして介護度3以上の施設入所対象者数も4割ふえていくということが見込まれております。こういう厳しい状況でございます。

これに比例しまして、現在相談や訪問という形でいろいろな問い合わせ件数もふえております。21年度から23年度の第4期では年間900件の相談、あるいは訪問がございましたけれども、24年度から26年度の第5期では、この件数が1,100件ということで、相談件数、訪問件数も増加している状況でございます。先ほど議員がおっしゃられたような状況は確かに生まれております。

現在、介護認定を受けている方に対しましては、今町で行っている取り組みでございますけれども、担当ケアマネジャーや包括支援センターが連携いたしまして訪問し、本人に見合ったデイサービスや、あるいはホームヘルプのサービス、あるいは施設入所などのサービス提供を行っております。また、身寄りのない独居高齢者や家族の協力の得られない高齢者についての緊急時の対応などもここで行っております。

また、認定は受けていないけれども、支援が必要だと思われる高齢者につきましては、医療機関とか、あるいは地域の民生委員会、あるいは高齢者見守り訪問委員などからの情報提供により訪問いたしまして、状況把握をしながら、実情に応じたサービス提供などの支援を行っております。また、第6期介護保険事業計画の施設サービス見込み量に基づきまして、現在特別養護老人ホーム60床の増床を図るため、現在29年度の開所ということで、今応募を受け付けて計画しております。

今後も少子高齢化が進み、独居高齢者や老老介護世帯がふえていくことが予想されている中で、施設の入所に頼るだけではなくて、住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、閉じこもりや介護にならないようにですね、その前に体操とかゲームに取り組む介護予防教室というものを開催する介護予防サービスの提供や、あるいは認知症の高齢者を介護する家族同士が情報を共有したり、あるいは相談の場になるような、いわゆる認知症家族の会の開催など、町として今取り組んでいるところでございます。

先ほど、私所信表明のところでお話いたしましたけれども、今、出張介護予防教室が年々数がふえて、参加者もふえております。やはりそういった、いつまでも介護に頼らない

で、元気で生活が送れるようなシステムといたしますか、そういう取り組みをこれからも強めていきたいなと思っております。

また、一宮町として今一番、恐らくほかの町に対して自慢できるものは何かということでございますけれども、これにつきましては、地域で声かけや見守りを行う地域支援ネットワーク、これは新聞屋さんとか、あるいは、きのう私も伺いましたけれども、ヤクルトさんとか、そういったお店の方が、あるいはセブンイレブンとか、そういう方が協定に入りまして、事業活動の傍ら、この人はちょっとおかしいなとか、何でここに新聞がたまっているんだとか、そういうのを見かけたら町のほうへ通報していただく、そういったシステムでございますけれども、こういった地域支援ネットワークに入っただけの事業者の数が大変ふえているということは、町の大きな自信になっております。これからもこういうものについて強めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 私のほうからは、2点目の障害者の雇用の関係についてご回答させていただきます。

障害者の雇用につきましては、障害者雇用促進法によりまして、従業者数50人以上の民間企業の事業者については2%、国や地方公共団体等につきましては2.3%の障害者の雇用率を確保するよう義務づけられているところでございます。ちなみに、当一宮町役場におきましては、27年6月1日現在で2名の雇用をしており、障害者の雇用率は2.3%の状況でございます。

なお、ご指摘のありました町内の事業所につきましては、障害者雇用率について調査しておらず、実態を把握しておりませんが、今後、県など関係機関と協議しながら、実態の把握に努めますとともに、町内の企業や小売店等の団体などからも意見を伺い、障害者の雇用促進に今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 吉野繁徳君。

○15番（吉野繁徳君） ありがとうございます。

自分が何でこのような質問をさせていただいたかということ、現状、今世の中ではWi-Fi、LINE、フェイスブックもろもろ、そしてまたPC、タブレット、ITの進化が進んでいる中で、去年12月、またことし1月、少しづれませんが、75年間連れ添っていた介護者の奥さ

んを旦那さんがベッドの上で息をとめてしまった。そして、その旦那さんがお体のぐあいが悪くて、そしてまたその旦那さんも自分のみずからの命を絶ってしまった。最後に遺書が出てきたのは、一言、「母さん、すまん」と書いてあった。そういう町になってはまずいというような形の中で質問させていただきました。

先ほども言いましたように、担当者、担当課の皆さんは非常に一生懸命やっておられています。しかしながら、要望では失礼ですが、いま一層そういう努力していただきたいと。

以上、質問を終わらせてもらいます。

○議長（島崎保幸君） 以上で吉野繁徳君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。よろしく願いいたします。

私は3点ほど質問ございますが、1点1点、一問一答でお願いしたいと思っております。では、まず最初に、Wi-Fiサービスについて。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、今後多くの外国人観光客が本県、本町を訪れることが見込まれております。来てもらうような、また町にしなければなりません。今、日本を旅行中の外国人観光客から、Wi-Fiが十分に整備されていないことから、スマートフォンやタブレット端末がインターネットにつながらないため、観光情報などが入手できず困ったとの声が多く寄せられているそうです。このため、千葉県は外国人観光客の利便性を向上させ、観光地としての魅力を高めるため、Wi-Fiの整備をさらに促進することとし、補助制度を拡充させ、補助率を3分の2以内に上げました。

そこで伺います。一宮町も観光の町と言われております。県のこの補助事業を取り入れ、観光箇所等にWi-Fiサービスを観光客等に提供する考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員の質問にお答えいたします。

Wi-Fiサービスについてでございます。

Wi-Fiと申しますのは、スマートフォンとか、あるいはタブレット、そしてノートパ

ソコンといった、いわゆるモバイルを持っている方が主に外出先とか旅行先でこのW i - F iを利用して、インターネットに簡単に接続ができるということのサービスだというふうに聞いております。いろいろな名称はあります、例えばW i - F iスポットとかフリースポットとか無線LANスポットとかいろいろな呼ばれ方をしておりますけれども、県のほうではこれをまとめて公衆無線LANというふうに呼んでいるというふうに聞いております。

これは先ほど志田議員からもお話ありましたけれども、このW i - F iは、特に外国人観光客にとって、一つの大きな要素になっております。私もたまに東京に出かけますけれども、やっぱりこれについては東京と地方の格差は大変大きいなど。東京の場合、例えば浅草とか上野とか、特に非常に外国人の方がいっぱいいます。そして横丁の小さなお店にも外国人が入っているんですね。何でこんな店がわかるのかなと思うと、外国人これ見ているんですよ、まさにスマートフォンとかタブレットを見て、我々日本人でも知らないような、本当にいわゆる穴場というのをよく外国人が知っているなど、私見てびっくりしたんですけれども、そういうものが確かに東京では本当に至るところに網の目のように張りめぐらされているんですね。逆に言うと、これが田舎のほうでは全くW i - F iがないということで、そういうことで千葉県は、千葉県の立県ということで、今回、補助率を3分の2に上げたということでございます。

私はこれを見まして、ぜひ、一宮町もこれから、特にどんどんふえてくるのは外国人観光客でございますので、誘致するためにも、また日本の観光客が来るためにも、このW i - F iがあるのは大変大きな強みになりますので、これを補助制度を利用して、つけてもらうということで考えました。

ところが、職員と相談したところ、ここに出ておりますけれども、実は今これは3分の2の補助なんですけれども、今回の地方創生の事業をうまく使うと、100%国の交付金でできるということでわかりましたので、できればこちらのほうでまずトライをしてみて、だめであれば県のほうへという形で、いずれにしましても、このW i - F iを一宮町に早急に整備して、というのは、お隣の大多喜町が県の事業を活用してこのW i - F iを整備しております。このW i - F iにも何かピンからキリまでというのはおかしいんですけれども、速度とか接続の仕方によってかなり格差があるようなんですが、つけていきたいなと思います。

一宮町の場合は、この事業を取り入れまして、例えば一宮海岸、あるいは一宮海岸広場、釣ヶ崎海岸広場、玉前神社、駅等でこういったサービスを観光客に提供したいと考えております。

現在、地方創生の総合戦略を作成中でありまして、この無料公衆無線LANサービスをこの総合戦略の中でもし策定できれば、100%の国の交付金でできると考えておりますので、今これに対してトライをしたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。

確かに、大多喜町で導入しているんですけども、販売機のところにつけていて、時間も15分ぐらいだということで、何か問題があるようですので、ぜひ一宮町はもう少し、そして町のほうでは結構サーフショップだとか、それからガストとか、ああいうところはもうWi-Fiが入っているんですね。一宮町の何軒かの店舗も入っています。ですけども、これは公共の補助事業で、町の財源を使わないでできることなので、頑張っって皆さんの知恵を使って、100%、もし補助金でできるんだったらば、大変でしょうけれども、頑張っっていただきたいと思ひます。

それでは、2点目に入りますね。千葉県実施の高速バスの無料実証運行と、それから、これは県の道路公社がやっているんですけども、有料道路の夏期無料開放があるということを知ったので、これについて質問させていただきます。

千葉県では、地方創生先行型での地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で、高速バスの実証運行を、館山から成田空港、銚子から成田空港、そして鴨川から一宮町を通り成田空港までの3路線を、これは無料なんです、行くということですが、一宮町にはバスの停留所ができるんでしょうかということですね。もう早く白子町などは酒井県議などにお願ひして、大分、県のほうにアプローチしているということをお聞きしましたので、一宮町はどうなのかなということ、これは非常にとまっただければ、バス停があれば違ひし、そしてまたいすみ市のほうは、バス停が海岸のほうなので、ここに来ていすみ市のバス停を使った方たちには3,000円のタクシー券を配付するというようなことも伺ったので、一宮町におひてもせっかくのこういうものをうまく使っただけならなと思っっております。

それと、千葉県の道路公社が管理する有料道路の夏期の無料開放が7月から9月までされると思ひますが、この高速バスの実証運行とあわせて町民の皆様にとんなように広報するかなということもお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 志田議員の2つ目のご質問にお答えします。

今、志田議員が言ったとおり、千葉県では地方創生先行型での地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金で、調査事業として、高速バスが運行されていない県内観光地と成田空港を結ぶ実証運行バスを運行し、利用者に対する利便性、利用目的などのアンケートや利用状況、課題等について調査を行いまして、今後の路線新設に向けた検討材料とすることを目的としまして、8月17日から9月30日まで無料高速バス実証運行を行う予定になっております。

路線でございますが、館山から成田空港、銚子から成田空港、そして安房鴨川から一宮町を通り成田空港までの3路線を1日当たり4便運行する予定でございます。ちなみに、時間がつい何日か前に発表されました。10時10分、下から来て、鴨川から上総一ノ宮、これから読み上げますけれども、上総一ノ宮駅ということで駐車場になりますけれども、一宮を10時10分、12時、16時、17時15分、一宮の後、一松海岸、中里海岸、そして白里海岸、そしてサンライズ九十九里、海の駅九十九里を通して成田空港まで、おおよそ一宮からは2時間という形になっております。

一宮町の停留所は上総一ノ宮駅東口広場の予定となりました。県からはバスが海岸通りを走行してくるので、一宮の場合、海岸に停留所をつくりたいということでしたが、利用する人は海岸までの交通アクセスが必要となりますので、東口広場にいただきました。

また、千葉県道路公社の管理する有料道路7路線ですが、同じく地方創生先行型で、7月1日から9月30日まで無料開放いたします。一宮町に特に関係する路線を挙げますと、千葉外房有料道路、東金九十九里有料道路、九十九里有料道路の3路線であります。

町民へのお知らせとしては、広報、ホームページ、さらに防災無線でお知らせしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。

ぜひ、皆さん、住民の方たちも高速道路が無料になるということうれしいということでございますので、広く住民の方たちにもお知らせできるようによろしくお願いいたします。

では、3番目ですね。九十九里トライアスロン2015について。

ことしも9月26日に第2回のトライアスロンを実施することになっております。去年は2,101人の参加者となり、天候は雨でしたが、結構盛り上がっておりました。しかし、役場

の通りから町中に来ると盛り上がりがないなと思ったのは私だけではないと思います。せっかく日本最大人数でのトライアスロンが行われるのですから、ことしは昨年以上の地元の盛り上がりで選手を迎えることを期待するのですが、何か昨年と違う方策を考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 九十九里トライアスロン2015についてでございますが、ことしも9月26日に第2回目のトライアスロンを実施します。ことしは昨年以上の参加者2,200名を募る予定ですが、志田議員のご指摘と同じようなご意見を町も感じておまして、検討した結果、ことしは国道から役場の通りまで、海岸通りまでです、大会前からのぼり旗を立て、役場には懸垂幕をつけ、町民の皆様の機運を盛り上げていこうと現在協議中でございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございます。

本当に、せっかく、トライアスロンというのは結構裕福な方たちがなさっているんですね。後援団体もベンツだとかね、本当に有名な企業が後援もしていますし、一宮のそういう知名度を上げるのにもとてもいい機会だと思っております。去年は、私たち議員はあれだったんですけれども、もし、町長、できれば開会式に私たち議員にも声をかけていただいたら、私はありがたいなと思っております。

そして、今3点ほどいろいろとお伺いしましたが、これは玉川町政で本当に職員が一生懸命で町の財源を使わずに何とかいろいろなことをやろうと思っている、本当に成果のたまものだと思っておりますので、これからも職員の方たち、一宮の財源を使わず、どこかからか、私もちょっと文化庁のほうの補助事業をやっていますけれども、本当に大変なんです。今回もいろいろ言われていますけれども、急に来て2カ月ぐらいの間に申請して、そして後から採択がされるというのが何カ月もかかるんですね。ですから、今回の補正も多分そういうようなことがあって、多大な補正になっていると思うんですけれども、それだけこれは職員の方たちが頑張っている証拠ですので、どうかこれからも頑張ってくださいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（島崎保幸君） 以上で志田延子君の一般質問が終了いたしました。

会議開会后、1時間35分を経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時51分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（島崎保幸君） 7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

それでは、一般質問、3点ございますが、1件ずつ分けさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○7番（藤乗一由君） 1点目は、本年度千葉県のほうでスタートしました「ふるさと産品ネット割引販売」、この事業に関してお伺いいたします。

本事業への一宮町の取り組みの経緯についてご説明をいただきたいと思います。

また、一宮町の産品の広告宣伝、販売の推進、これに関しまして、今後町はどのように対処していくつもりかということをお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） ただいまの藤乗議員のご質問にお答えします。

千葉県では、地方創生先行型での地域住民生活等緊急支援交付金で、「ふるさと産品ネット販売促進事業」を6月15日から2月末まで販路開拓を目的として、千葉県観光物産協会に委託して行います。内容としましては、千葉県観光物産協会が直接及び委託運営するインターネット販売サイト等において、販売商品として掲載し、定価の30%引きで販売するものです。

この事業は、2月に千葉県から各市町村や商工会等に連絡がありまして、ふるさと産品の募集要領が示されました。3月当初の募集要領でございますけれども、1市町村3品以内、ネット販売のため、オールシーズンの商品であること、事業者は定価の80%で提供すること、物産協会は10%を負担し、70%で販売する。また、送料は購入者が500円を負担し、残額は

物産協会が負担する。また、直送方式が可能なもので、2,000円から1万円の商品で3月27日まで町が推薦するという内容でございました。

そこで、1番の本事業への一宮町の取り組みの経緯ということでございますが、県から連絡を受けた後、町は商工会と協議しましたが、この事業にふるさと産品として町が推薦するには次の問題点により難しいという判断をしました。

まず、事業者は定価の80%で商品を提供すること、そして70%で販売するという点について、各店舗で販売している価格より安く販売することになるということ。利益が少ない割に発送の手間がかかるということで、販売業者にはメリットが少ないということ。また、各市町村で余りブランド化されてなく、有名でないものに限定ということについての疑問。そして各市町村3品以内ということで、多くの商店から3品しか選べないということで、町は推薦できないということとなりました。

現在、物産協会にふるさと産品の集まり状況を聞くと、約100品程度しか集まっておらず、その後、募集要領も変えて6月30日までとなり、何でもいいので応募してくださいということになっています。しかし、今はインターネットの時代で、一宮町でもホームページを持ち、インターネット販売を行っている事業者もふえておきまして、プレミアム商品券のようにプレミアムをつけて販売という形ではなく、事業者に20%を負担させる今回の方法は販売店にはメリットがなかったかなと、町のほうでは考えております。

2つ目の一宮町の産品の広告宣伝、販売の推進に関して、今後町はどのように対処していく考えかということでございますが、これまでと同じように各種町内、郡内、県内のイベント、また県外へのキャンペーン、ことしは千葉県で行う東京都内アンテナショップにも参加する予定です。

それぞれのイベントキャンペーンに産品の広告宣伝、販売の推進だけでなく、観光、移住定住PRも一緒に行ってまいります。また、現在町ではふるさと納税の返礼品拡充を計画し、産品を募集します。ふるさと納税の返礼品をふやすことも産品の広告宣伝、販売の推進につながると考えます。

また、一宮町の産品の広告宣伝、販売の推進という課題に対し、まず一宮町をアピールし、全国あるいは海外で一宮町という名前を知らしめるということ。そして、一宮町に来てもらうこと、宿泊してもらうことなどが一宮町の産品の広告宣伝、販売の推進につながると考えますので、一宮町をあらゆる面で宣伝できればと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ご回答いただきましたが、スタートの時点で商工会と協議されたということで経緯を承知いたしました。ただ、その時点で商店とか、後から農家等、対象になるものもふえてきたということですから、その辺に、まず広報して、周知していただくという段階も協議と同時に必要だったんじゃないかなというふうに思います。それでないと、町としてはちゃんとやっているのかと、こういうことに対応しているのかという誤解を生むこともあると思いますので、その辺を十分考えた上で進めていただきたいと思います。

また、これは提案になりますけれども、町のいろいろな産品、今回については対象にならないという判断で進むことになりましたけれども、こういったいろいろな商品、産品、これを町のホームページ上に写真で構わないと思いますので、品物と商店がわかるというような形で紹介するページがあってもいいのではないかなと。むしろそのほうが、今回余りふさわしくないというふうに言われたこの県の事業よりもより効果があるんじゃないかというふうにも思います。あわせて、例えば季節ごとのイベントとかも日程がはっきり同時にわかるというような形にさせていただいて、URLですか、各商店がホームページを持っているようだったらそこに飛べるように貼りつけておくだけでいいと思いますので、そういうふうに対応していただけると、試しにやっていただけるといいかなというふうに思います。よろしくお願ひします。

それでは、2点目のほうに行きたいと思います。町の第6期介護事業計画における特別養護老人ホームの計画に関してお伺ひします。

3点ありますが、本計画における特養の位置づけと将来の見通しについて、現状と今後の需要、こういったデータから説明をお願いいたします。

また、特養運営事業者の公募開始に当たって、現状と今後のスケジュールについてお伺ひします。

さらに、応募事業者がなかった場合、その問題点と今後の対応、それからスケジュール、こういったことについてお伺ひします。お願ひします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目の特養の位置づけと将来の見通しについて、現状と今後の需要などのデータから説明を求めるといふご質問でございますけれども、まずは、第6期事業計画の策定に当

たりまして、2013年度にニーズ調査を行いました。その結果、現在の暮らしの状況や介護そして介助状況においても、主な介護者の20%以上が75歳以上の高齢者であり、町の高齢化率も年々増加をしていること。2017年度には31.4%。そして団塊の世代が75歳以上となる2025年には人口の約32%と、さらにこれが増加することが予想されております。高齢化率は増加傾向でございます。さらに高齢社会が進行いたしますと、独居高齢者や65歳以上の高齢者世帯が増加し、いわゆる老老介護も比例してふえていくことが予想されております。

住みなれた地域で安心して暮らせるよう介護予防サービス等も充実していけるように、地域づくりを進めていきたいと考えておりますけれども、今後、団塊の世代が75歳となります2025年を見据えまして、基本的には、住みなれた地域で暮らせるように介護予防のそういった出張教室等を開いて行っておりますけれども、とはいいいましても、団塊の世代が75歳となります2025年には在宅での生活が困難となる要介護者もふえてまいります。ですから、その方を支える施設といたしまして、老老介護をしている家族の負担を軽減するためということもありまして、第6期介護保険事業計画では、施設サービス見込み量に基づきまして特別養護老人ホーム約60床でございますけれども、この増床を図るということで、2017年度の開所を計画いたしましたところでございます。

次に、特養の事業者の公募に当たりまして、今後のスケジュールについて回答いたします。

町では、公的な介護施設等の計画的な整備等に関する法律に基づきまして、一宮町公的介護施設等整備事業者選定委員会設置要綱というものを平成27年4月1日に制定いたしました。その中で、特養整備運営事業者公募要領というものを策定いたしました。

6月1日に町のホームページで公募の要領を掲載いたしまして、現在質問を受け付けている段階でございます。その後は、6月22日から7月7日まで公募業者の受付を行います。そして、事業者の応募があった場合、書類審査、そしてヒアリングによる2次審査の結果を総合的に評価いたしまして、9月下旬までに整備事業予定者を決定して、これを公表いたします。その後、10月上旬に市町村長の意見書というものをつけて千葉県にこれを提出いたします。こういう予定になっております。

それから、3番目の応募事業者がなかった場合はどうするのかと、その後の対応方針ということでございますけれども、公募要領にも記載してありますけれども、もし、応募がない場合、またあっても予定者が決定しなかった場合には、再度公募を行うことも考えております。

また、この施設整備に関しましては、町から千葉県へ市町村長の意見書を提出いたしまし

て、千葉県と事業者において施設整備協議を実施していくため、今後応募事業者がない場合においても、県と協議しながらこれについても進めてまいりたいと思っております。

なお、今現在でございますけれども、6つの事業所から町のほうに問い合わせを受けております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） お答えいただきました。かなり丁寧にお答えいただいたんですけども、今後、施設を整備しても必要とされるベッド数、需要ですね、これがますます増加していくというのが、先ほどの回答の中でもわかりましたが、実際の需要予測というのがどういうふうになっているものなのかと。

それから、2030年以降になりますと、これが急激にまた減少に転ずるというふうに予測されていますけれども、その後の対応についての考え方、あるいは計画に準ずるようなものは、この中に含まれているものなのかどうなのかという点、1つ目。

さらに、再募集、再々募集の上でも事業者がないというケースも当然考えられるわけですね。といいますのは、私の手元に60床とショート10床ということで、これでは事業者として経営が成り立たないという試算があるんですけども、成り立たないというところへもってきて、事業者が果たして手を挙げるんだろうかと。ほかでもうかっているからここで損してもいいというような業者が果たしているんでしょうか。そういうことも念頭に入れながら進められているのかなというところが非常に心配であります。

その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員の再質問についてご回答いたします。

まず、具体的な想定として需要の数値及び2030年以降に高齢者が減少に転ずる際の対応についてでございますが、特養の入所希望調査によりますと、2015年1月1日現在、入所申し込みをしている方が一宮町で85人、うち入所要件である介護度3以上の高齢者が62名いらっしゃいます。

また、第6期事業計画では、介護認定率や介護度別の認定者も推計しておりまして、2017年度には介護度3以上の高齢者の方が2014年度より40%増加、さらに2025年度には60%の増加を見込んでおります。

千葉県全体でも、2017年度までに創設、増床を含めまして6,000床の拡充を見込み、2025年までには約3万2,000床を見込んでおります。本日の読売新聞でございますが、千葉県では6,000床の拡充を見込むために、現在の1床当たりの補助金400万円を450万円に今年度からかさ上げして進めるということで報道もされております。

なお、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口の推移を見ますと、確かに2030年に減少に転じますが、その後、2040年には増加すると推計されておりますので、それぞれの内容から見ましても特養の整備が必要と考えられます。

次に、2点目の特養の応募なしの対応と、県の協議の内容についてでございますが、事業整備に当たりまして、今現在6事業所から問い合わせを受けております。また、既に15日までに2事業者が質問、うち1事業者が同時に公募の意思表示をしており、町では応募がないという想定は現時点ではしていません。

問い合わせを受けている事業所の中には、既に他の市町村で特養を経営している事業所もあり、経営のノウハウも熟知していると思われまます。

また、公募要領にも記載しておりますが、応募条件に社会福祉法人格を既に有している事業所であり、公設の特養ではありませんので、経営のシミュレーションについては特に町では行っていません。

なお、東浪見保育所事業者選定の際に、経営関係についての財務諸表の監査を委託いたしました。今回も監査法人に財務諸表の委託審査を予定しており、今回6月の補正に計上させていただきます。

また、応募事業所がなかった場合の県との協議につきましては、県内の事業実施自治体、予定自治体がありますが、その28年度の整備事業の状況を見ながら、今後県と検討していくことになると思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今後、10年後には現在のベッド数の1.5倍になるという県の試算もあるということをお伺いしていますけれども、その時点での町としての想定できる支出額、福祉関係にですけれども、こうした予算額の予測というものもある程度はできるはずでしょうし、あるいはしていると思います。その辺のところを今後10年、あるいはそれ以降のまちづくりのために財政等、きちんと情報を共有してやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

そうしましたらば、3点目の質問に移らせていただきます。3点目は、第26回日本ウミガメ会議開催に関して、その問題点と、さらにこの財源とされている大塚実海と緑の基金、この運用に関してお伺いいたします。

大きく3点お伺いしたいんですが、ウミガメ会議予算の内容と本件にかかわる27年度予算決定、この段階に至る問題点について。

次に、本予算決定までの手続上の問題点と、これに関して玉川町長の決定によって予算に出されてきたわけですが、この段階での議会を無視したような進め方、これへの責任、あるいは町民に対する道義的責任ということについてお伺いしたいと思います。

さらに、本案件に関連しまして、大塚実海と緑の基金の運用にかかわる問題点についてお伺いします。

これにつきまして少々説明させていただきます。

私が玉川町長宛てにご質問状を出させていただきました。このご回答の中に、最終的に議会におきまして適正に審議された結果だということで、要するにこれは正当である、問題ないということでご回答いただいたというふうに解釈しておりますが、もちろん3月議会におきまして予算全般の中で審議したわけですが、私が調べてきた背景の中では、この中に必要な資料、こういったもの、あるいは情報というのがきちんと提示されていなかった。これをもって適正に審議されたと一方的に言っていたのは少々私どもとしましては納得のいかないところでございます。もちろん我々におきまして、この件に関しては一層注意深く当たるべきであったと、一同深く感じているはずですが、このやり方に関しまして、非常に問題ありと感じておりますので挙げさせていただきます。

この大塚実海と緑の基金に関しましては、一旦町に寄附されたもので、ほかの財源と同様に町に、町民全般に対して利益に結びつくようなお金の使い方であればいけないと。しかも、町民全体に対しまして、きちんとした説明責任ができるものでなければいけないというふうに考えます。

それでは、最初の予算にかかわる問題点ということについてお話しします。

この予定されているウミガメ会議の予算総額は、これまでの会、従来の25回までの会議に比べまして余りにも総予算額が大きいと、2倍に近い金額になっております。これは、5回ほどの予算の資料を提出していただきました。それによりますと、奄美560万円、牧之原500万円、志布志市552万円、宮崎市512万円、明石市550万円、どの自治体におきましても500万円台、平均しますと535万円です。この5回におきまして、一宮の場合には970万円と2倍に

近い金額になっております。平均額から換算しますと435万円ふえているということになります。

また、補助金額も異常に大きいと。率からいまして、一宮の場合には約70%。ほかの場合には100万円、110万円、160万円、50万円というようなケースがございまして、具体的には奄美では160万円、牧之原では50万円、牧之原のご担当にお伺いしますと、牧之原市は財政的に非常に厳しいので、市ではなく市町村振興協会から支出していただきましたという回答をいただきました。そのかわりに、町としては会場を無償で提供はしましたけれどもということでした。ほかには、志布志市で160万円、宮崎市は県庁所在地で40万都市ですけれども、110万円、明石市が250万円、これが一番、唯一大きいです。

こういったような状況で、各自治体の様子を見ますと、例えば鹿児島とか宮崎とかといったところは、ウミガメが観光資源として生きているところなんですね。実際にウミガメの上陸、産卵数、そういったものは一宮に比べますと1桁、2桁多い。これがそのまま観光資源として利用されているという状況です。そういった中で、一宮では北限に近い地域ということでアピールしたいということはわかりますが、現実問題としてそれが本当に生きるのかどうかというのは難しいところで、そういったことを実際に例えば生かして活用しているのかどうかというのを周辺地域、一宮だけが上陸するわけではありませんから、館山ですとか、そういったところでどんな形でしているのかという調査をされていませんね。そういう根拠になるものもございません。

中に、この総額が余りにも大きいということの理由の一つとしまして、会場費がかさむから。もちろん会場費という項目の中に飲み物代というのが200万近く入っておりましたが、これはご回答の中では削るという方向で検討しておりますということですが、後から削らなければいけないものをあらかじめ載せておくというようなことが果たして許されるのでしょうか。この会場費がかかるという95万円という想定になっておりますが、これはシーサイドオーツカとは全く交渉していない段階でございますね。

それで、会場費の件についてもほかとちょっと比べてみます。奄美、牧之原、それから志布志市、これは公設の会場を使っておりますので、会場費はありません。それから、会場で放送ですとかいろいろな機材が必要になってきます。それから、看板等を出しますけれども、こういったことに大体20万から30万ぐらいかかっているんですね。

一宮の場合には会場費95万、それから機材費30万となっておりますが、シーサイドオーツカさんを利用する場合には、今回、例えばまちづくり推進課でもシーサイドオーツカさんを使

うことになっております。そうすると、これが適正かどうかというのは明らかにわかるはず
です。しかも、シーサイドオーツカさんでは機材費は会場費に含まれております。利用でき
るようになってきているんですね。その矛盾した予算書が、30万という、書かなくてもいい、そ
ういう予算が計上されている。矛盾した予算書が提出されています。その辺のところは、町
側としてきちんと受け取った時点で確認できるはずですが、しかも、この予算書が提出された
ときに、要望書などについても出されておられません。

こうした手続上の問題、これは役所として欠かすはずのないことのはずですが、こ
れがないということは、議会の場ではチェックの対象にはなりませんね。それで予算として
上げられていると。一々、これはどういう申請がありましたか、いついつありましたか、そ
こまでは行きません。それで適正に審査されているというのは一方的に過ぎると思います。

さらに、この手続上の問題だけでなく、その根拠がはっきりしないという点に関しまして、
現在、車・バス使用料というような項目がございますが、これについてウミガメ協議会ご担
当の方から私のほうに言われているのは、車・バス使用料はオーツカさんから観察する場所
までの移動、それと大原漁港まで行って、会場から産卵地、要するに一宮の海岸線を観察す
ると、そういうための交通費その他に使いたいというふうな説明が書面でもございましたが、
担当課にお聞きしたところ、これはオーツカと役場の間、ここでイベントを行いますね、フ
ァーマーズマーケット、そのための移動の手段というふうにお聞きしています。明らかに矛
盾しているんですね。

そうした非常にさまざまな問題点がございます。こうした点に関しまして、玉川町長はど
のようにお考えなんでしょうか。

また、大塚実海と緑の基金、これを運用する、これに当たりまして、これまで、昨年度ま
で、25年に海岸広場の調査設計、これに約200万円、26年度に海岸広場の工事3,000万円、そ
れからウォーキング大会に32万円、あとは海岸環境保護活動補助金、これに2団体20万円出
しております。

私、この海岸環境活動補助金というものの支出が不明朗ではないかというふうに考えてお
ります。といいますのは、1件は憩いの森での活動団体、活動内容そのものに私は問題を言
っているのではなくて、支出する側の問題と考えておりますので誤解しないでください。こ
れの活動団体の中心となる方、それからもう1件はウミガメ会議、奄美市、これの参加費、
交通費に10万円、同一の方が代表となる団体です。そして今回、ウミガメ会議、これの実行
委員会の代表、同じ方でございます。そうした問題。さらに、海岸環境保護活動と言いな

ら憩いの森でと、あるいは交通費、参加費というのは非常におかしいのではないか。

○議長（島崎保幸君） 藤乗議員、ちょっと申し上げます。

少し長いようですので、簡潔にお願いしたいと思います。

○7番（藤乗一由君） わかりました。

そうした不明朗な部分、玉川町長はその方が一緒に奄美の会議、ご参加していますから、その状況は一番よくご存じだと思います。私もその活動にはお手伝いしたことはございますので、袴田議員もそうですけれどもね、我々の次に、この中ではよくご存じだと思います。その辺のところを含めてご回答願います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、ただいまの藤乗議員のご質問に対してお答えいたします。

最初のウミガメ会議の予算の内容と予算決定に至る問題点についてでございますけれども、予算決定に至る問題点につきましては、一宮町財務規則に基づく方針では、補助金について補助金要望書の提出を求めています。昨年11月開催の日本ウミガメ会議において、急遽今年度、27年度一宮町の開催が決定したこと等によりまして、財政部局への補助金要望書提出期限であります11月末までの様式は整っておりませんでした。しかしながら、会議の趣旨や収支予算を見た中で、町にとって有益なものとして判断した上で予算を計上し、議会審査の結果可決されました。

補助金要望書は、町内では継続的に活動している団体へ提出を求めているのは当然でありますけれども、単年度限りの事業にも提出を求めているわけですが、この内容によっては提出書類の種類が変わってくる場合もあるため、今回は収支予算書により判断いたしました。その中身の運用方法についてご指摘等ございます部分については精査いたしまして、今後はこのようなことがないように十分注意して実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤乗議員の質問にお答えいたします。

私、藤乗議員のほうから、この間、ちょうどきょうも入れまして4回ですか、公開質問状というようなものが配付されましたけれども、事実に基づかない一方的な推測と断定で、大変私は当惑しております。どうも議員は誤解されているようなので詳しくこの機会を使いま

してご説明したいと思います。

まず、理解しやすい3点をご説明いたします。

1つは、まず開催の経緯でございます。これは皆様方ご承知のとおりでございますけれども、1994年に東邦大学の教授でありました秋山先生が一宮町に移住して、そして貝とかそういったウミガメの生態調査を始めました。そして2009年から、この活動を引き継いだ形で見守る会の方々が本当にボランティアで保護活動を今日まで行ってきたわけでございます。そして、昨年4月にはこれをもっと全町的な活動に広げていこうということで、議会の皆様方をお願いいたしまして、保護条例を制定したところでございます。

当初、見守る会のほうからは、ぜひこのウミガメ会議を一宮町で開催したいということでお話がございました。当時は、28年の開催を予定しておりましたけれども、ウミガメ会議のほうから、急遽ことしの27年の開催をぜひお願いしたいと、というのは、28年は開催地が既にもう決まっているというか、28年は開催地があるということで、27年がちょっとあいているということで、ぜひお願いしたいという話がございました。ところが、そのお話があったのは10月なんですね。ですから、さっき言いましたように、先ほど課長からも話がありましたけれども、11月がうちの役場の予算の編成方針の時期で、ぎりぎりの時期なんですね。しかも、日本ウミガメ協議会のほうでは実際にまだ奄美大島の会議を始める段階でございますから、具体的に一宮の会議の中身も詳細がまだ決まっていないわけでございます。その中で一宮町のほうで予算をとるためには、概算で要求をするという形で、概算で予算を組んだわけでございます。

そこで、藤乗議員にご理解していただきたいんですけれども、藤乗議員は補助金の支出が既に決まっているかのような形で文書をお出しなされましたけれども、補助金の支出は既に決まってはございません。というのは、これは一宮町補助金交付規則というのをぜひ見ていただきたいと思うんですけれども、補助金の交付については、4つの段階がございます。

まず第一段階は、団体から補助金の要望が出てくるわけです。これは当然1年先ですから、あくまでも概算になるんですね。概算で予算を組むわけです、予算というものは。そして、第2段階は新年度に入って各団体が事業を企画するわけです。当然、そうなれば詳細な資料が出てきますから、そこで補助金の交付申請が出てくると。それを受けて、うちのほうでは精査しまして交付金を決定するわけです。これを受けて各団体が事業を開始いたします。そして、第3段階は実際に事業を終わりますと完了報告が出てきます。ですから、そこで実績報告書の書類審査、場合によっては、実際そういう事業をしたかどうかといった現地調査も

実施いたしまして、交付額がそこで初めて決定されるわけでございます。そして、第4段階は交付請求があって交付をします。これが通常の補助金の段取りでございます。

ただ、もちろん、毎年行っている町内の、例えば体育協会とか、あるいはつくも会というものは、毎年やる事業が決まっていますので、前年度から当然対前年度比という形で具体的な資料が出てまいりますので、これはまた違いますけれども、今回のように、まさに単年度で、しかも、今まで例のない事業でございますので、しかもこれは最初からウミガメ協議会のほうでは、これは概算ですと、後から正式な資料をもって要求いたしますという話は、私たち受けておりました。ですから、そういう形でこれはなったということでございます。これについてぜひ、ご理解をお願いしたいなと思っております。

もう一つは、大変私残念だと思いましたが、こういった町のあり方について議論するのは大変結構だと思うんですけども、今回の藤乗議員のやり方はちょっと私はいかなものかなと思います。というのは、一方的に回答の期限を制定しまして、私たちはその回答期限を守って回答しているんですけども、回答書が届く前にもうその次の段階のビラが出ています。これでは本当に町に対して町をよくしようということでもって議論をしていって、その中であるべき姿を持っていくという形が果たしてあるのだろうか。最初からもう推論をして決めつけして、何が何でも自分の主張の正当さをされるというのはちょっと私は理解がしかねるということでございます。

例えばその中に、果たしてウミガメ協議会は補助に値する団体でしょうかというようなビラが出ておりましたけれども、これについても、恐らく藤乗議員であればおわかりだと思うんですけども、この団体は国立公園のための委託調査を環境省とか国土省とか水産庁から受けている立派な団体でございます。しかも、ことし第26回目でございます。毎年のように、私も奄美大島の会議に出ましたけれども、これは国土省、そして環境省、水産庁から、開催地の都道府県はもちろんでございますけれども、開催のための後援を受けております。ことしの千葉県で、一宮で行われる会議につきましても既に環境省、国土省、水産庁からは後援の決定を受けております。ですから、これについて批判するのは自由でございますけれども、これは大変日本ウミガメ協議会に対しては失礼な物言いではないかなと私は思います。

それから、もう一つ、例えば今回の中に載っておりましたけれども、環境財団の環境再生事業に対して、これだけの金を使って一体何のためにというような疑問が出ておりますけれども、これは、5月16日に藤乗議員が配布しました活動紙にありましたけれども、「3日間の単発のイベントだけで一体後に何が残るのでしょうか」、私は全くそのとおりだと思いま

す。ですから、私は、この千葉県環境財団が行っている環境再生事業を利用して、単に会議を開催するだけじゃなくて、この会議を契機として一宮だけではなくてこの九十九里沿岸全体の環境保全を図っていくための活動を進めていきたいということで応募したわけでございます。

そういう関係で、趣旨としましては、私たち生まれたときからウミガメは上陸しているわけですけども、これが私たちの次の世代までこういう環境を大事に引き継いでいけるような、そういう活動を続けていきたいというのが私の趣旨でございます。

そして、もう一度お話し申し上げたいんですけども、環境はなぜ大事なのかという一般的な大事さじゃなくて、我が町にとってはこれが一番大きな生命線だということをぜひ藤乗議員には理解をしていただきたいと思います。

私は4月の広報でもお話しいたしましたけれども、この町は現在人口減少、少子化という中で、人口は2.8%ふえているんですよ。そして少子化といいますけれども、ゼロ歳から5歳までの子供さんは14%もふえているんです。よく皆さんに聞かれます。じゃ、一宮町がふえているのか、ほかはどんどん人口減っています。いろいろな理由あると思います。しかし、一番大きい理由は、先ほどお話しいたしましたけれども、一つは交通アクセスがよい、もう一つはやっぱり自然環境がよいということなんですね。実際に子供さんがふえている、親御さんに聞いてみると、自分の子供は自然環境のいいところで育てたい、しかし、幾ら自然環境よくても、まさか東北とか九州へ行くわけにはいきませんから、そういう中でこの一宮が選ばれているわけですね。

ですから、皆さん方、藤乗さんはもう自然環境の専門家ですからおわかりだと思いますけれども、ウミガメが上陸し産卵をするというのは、この自然環境のバロメーターなんですよ。要するに最頂点の、いわば象徴なんですね。要するにウミガメが上陸して産卵するような自然環境があるということは、これはさっき言ったように九州とか沖縄とは確かに桁数が違いますよ。違うけれども、逆に言えば、この首都圏の中で非常に貴重な場所なんですよ、これははっきり言って。これをやはり私たち大事にして、強くアピールしていくということが私は今一番問われていると、ですから、これについてそういうふう考えているところでございます。

それから、大塚実海と緑の基金でございますけれども、これについては今回の6月の広報紙にも大塚さんと一宮町の関係について書かせていただきましたけれども、大塚さんは本当に一宮町の自然環境にほれて、あそこにホテルを建てたんです。当時は、日本の渚百選とい

うことで選ばれて、豊かな広い砂浜とそして美しい松林があったわけですね。

ところが、私とお会いしたときには既にもう砂浜は侵食されていました。そして松林は次々と枯れていました。そういう状況を憂えて、何とかしてこういう状況を、何とか昔の一宮に戻してほしいということで大塚さんは多額の寄附を一宮町に寄附していただいたわけです。

ですから、今回のウミガメについても、もともとこの会議の始まる前から一宮町のウミガメを見守る会については協力的で熱心に支援をしております。そして、今回のウミガメ会議の開催についても、誰よりも喜んでいただきました。ですから、私はこれは基金の趣旨に全く合致していると考えております。私もこの基金がなければ、この小さな財政力の一宮町でこれを開催するということはとても無理だと思いました。しかし、幸いなことに、大塚実海と緑の基金があったから、私は開催することができるということで大変感謝をしているわけでございます。一応、私のほうでそういう話をいたします。

それから高額な補助金の支出については先ほどお話ありましたけれども、先ほど藤乗議員もお認めであったとおっしゃるように、これはほかの市は立派な公的な施設を持っているんですよ。私も奄美大島へ行きましたけれども、市民会館がございます。そこを3日間借り切って、これは無料ですよ。ですけれども、一宮町はそういう施設はございません。そうなればやはりオーツカを借りるしかありませんので、当然、会場の借上料はかかってくるということでございます。

それから、飲食費の補助が問題になっておりますけれども、これについては、最初から、主催者に聞いたところ、会費制をやはり想定しております。ただ、会費制でございますけれども、私も奄美大島へ行って経験しておりますけれども、奄美大島でやったときはですね。本当に安い会場で懇親会ができたんですけれども、やはりホテルとなるとなかなかそうはいかないということで、集まってくる方がほとんど皆さんお金のない学生さんなんですね、将来の環境行政を担うような学生さんが多いんですけれども、ですから、そういう方の負担を軽くするために飲食費の一部補助ということで入れたというふうに聞いておりますけれども、これもさっき言ったように、それも削除する方向で交付申請が出てきたら考えておりますので、それについてはぜひご理解をお願いしたいと思います。

そういうことで、藤乗議員も町をよくしようという気持ちは私と同じだと思いますので、ぜひご理解をしていただいて、ウミガメ会議が成功するようにご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 若干かぶりますけれども、3点目の基金の運用に関する問題点についてご答弁申し上げます。

大塚実海と緑の基金ですが、これは先ほど町長が説明いたしましたように、大塚氏が一宮町の自然保護と再生に活用されることを希望してつくられた基金でございます。この基金は、先ほどご説明ありましたように海岸広場等の環境整備事業、いわゆるハード事業とあわせて地域住民の環境保護活動の助成というソフト事業が基金活用の大きな2つの柱となっております。

町としてはこの助成事業の実施に当たり、内容について大塚氏と協議した結果、海岸の環境保全には海だけではなく、海につながる川やため池周辺や里山、貴重な里山の環境保全も海岸保全の重要な位置を占めているという大塚氏側の意向から、海岸だけに限定せず、海やその周辺全体の環境保全活動を行う地域住民への助成を行っていくことで、要綱自体の名前には一宮町海岸と書かれておりますけれども、要綱の補助対象活動の中には海岸周辺等とか、いうふうに規定いたしまして、この中で一宮海岸環境保全活動補助事業というものが始まったということでございます。

したがいまして、ご指摘の憩いの森の活動につきましても、洞庭湖や大欠堰、この辺の農業用水ため池はいずれ川に流れ、海に流れていくものでございますので、その堰周辺の環境保全活動はこの補助事業の趣旨に十分合致しているということで判断しているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 先ほどの町長、それから担当課長の回答に関して質問いたします。

時間が厳しくなってきましたが、私もウミガメ調査に関しましては、以前まで秋山先生のお手伝いをしていたこともございますので、どういう価値があるのかということは重々承知しております。私が一番に問題視しているのは、この予算にかかわる部分の問題です。会議そのものということをおっしゃってはおけません。そして、飲食費は改定を想定してということで、それから支出はまだ決まっていないということでしたけれども、確かに決まっていなくても、12月26日に環境財団への申請した中にはウミガメ会議、この飲食費も含めた金額で申請しております。しかも、1月に説明があったとおっしゃっていましたが、この環境財団への申請をすることで確かにウミガメ会議への支出の部分は減ります。

ですが、附属の事業を含めると、本年度610万円余り支出することになって、ウミガメ会議には200万円余り減りますけれども、全然減っていないんですね、実は。

しかも、環境財団への申請でいきますと、28年度、29年度、3年間事業を進めるということが前提になっております。もちろん28年度、29年度は毎年次の年度のために申請をしなければいけないんですけれども、この要綱から見ますと、大ざっぱに言いますと、ウミガメ会議が970万円という、これは委託のような形になりますね、形としては、町が申請する。委託事業が主なものは、環境財団のこの助成金の仕組みとしてはだめなんですよ。だからこそ、970万の予算を1,930万という倍近くの予算に膨れ上がらせて、ウミガメ会議は一部ですということで申請しているわけです。単年度で終わってしまっただけじゃなくて、ほとんど大部分ということになってしまっただけで、この申請自体が成り立たなくなってしまう。

しかも、この申請は、一宮町が主催事業であるかのような申請をしているわけですね。玉川町長は長らく県の職員でいらっしゃいましたから、その辺のところは果たしていいものかどうなのかおわかりになると思います。私は県のご担当課、環境財団のほうにお伺いしましたが、果たしてこれでいいんでしょうかと、お答えいただけませんでした。答えられるはずはないですね。こちら側の申請書が間違っているというふうには考えるはずはないわけですからね。

こういった申請の中に、あらかじめ飲食費を含めた、それは出されているわけです。それが支出していないと、これから直しますと言いながら、それを前提に申請されているんですね。しかも、我々は議会の時点で説明あったというのをきちんと聞いて理解していたとすれば、それは減るんだなというふうに思っているわけです。減るんじゃなくてふえるんですよ、実は。おまけがついてきて、おまけのほうが高くなっているんですね。実はふたをあけてみると、670万円じゃなくておまけがいっぱいついてきます。これを一緒に買ったんだよということで無理やり買わされてしまうというような状況になってしまうわけですよ。それを玉川町長は財団のほうに提出しているんです、承知の上で。

また、このNPOは立派な団体ですと、それも承知しております。環境省の事業も毎年請け負っております。ただ、私は奄美の決算書はございますかと担当者にお聞きしました。そうしましたら、会計担当の方がご都合でだめなんだと、それでPCが開けないので出せませんと。じゃ、奄美には出していないんですかというふうにお聞きしました。そうしましたら、何と奄美では決算していると思います。つまり、奄美では決算報告、事業報告なしに支出だけの事実で認めているということになってしまったんです。それと同様の事情かわかりま

せんが、彼らは160万もらっているからにはきちんとその責務として報告しなければいけないですよ。我々の自治体だってそうでしょう。補助金出したらばそういう仕組みになっています。しかも、NPOの事業年度が9月末になっていますので、大阪府のほうに12月末までに提出しなければいけないんですが、私が4月末に確認した時点で、事業報告、決算報告はされていません。確かに立派なことをやっていますけれども、やらなきゃいけないことを務めていなければいけないと、それを認めていいんですかということをお私言っているんです。いいことをやっているんだからいいんだじゃ済まないんですよ。

一宮の環境意識を高めるためというのはわかります。でも、おまけの事業は別に単独でもできるんです。このウミガメ会議がなくてもできるはずのものです。会場の借上料のお話もありましたが、宮崎市の場合にはホテルサンフェニックスというところを85万円で借りています。20万円の機材費も出しています。そうすると100万円ちょっとですね。一宮では実際にはオーツカを使わせていただければ、それよりも大分安くできるはずなんです。95万円と出していますけれども、そうではないはずですから、機材費も含まれる、そういう中で。そうしたことは全然考慮に入れないご回答だったんですけれども、しかも、この予算書は玉川町長の後援会員1人を含むメンバーによってつくられました。こうした責任も町長としてきちんと町民に対してとっていただかなければいけないと思います。

先ほど運用方法を精査し、今後このようなことがないようにというふうに回答いただきましたが、これは誤っていると……

(傍聴席で騒ぐ者あり)

○議長(島崎保幸君) 傍聴者の方に申し上げます。傍聴者の方は発言できませんので、その点注意してください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 12番、秦 重悦君。

○12番(秦 重悦君) 今いろいろと亀の会議について話をしていますけれども、これは、一応、議会では決まった予算であります。議員全員の責任であると思いますよ。

それから、それぞれの意見は全部違うと思う。だから、これを幾らここで話したって結論出ないと思う。それであるならば、一議員と町長だけの討論じゃないわけですから、この後一般質問される議員も大勢います。そういうことですから、この亀の会議については、例えば後日特別委員会でも設置して、それぞれ議員の意見を聞きながらいい方向に持っていくのが一番いいんじゃないかなと思います。これ幾ら時間かけても結論出ないと思いますよ。

ひとつ議長検討してください。

○議長（島崎保幸君） 今の秦議員の発言は発言として、旧来からの慣例によりまして、60分を超えてはならないという申し合わせがございますので、その点注意しますので、よろしくをお願いします。

○7番（藤乗一由君） そうしましたらば、最終的な意見と、もう一つ、要望と意見がございますので、それをあわせて、回答はまた後日ということになるかもしれませんが、その辺よろしく願いいたします。

先ほど、運用につきまして、今後精査して、今後このようなことがないようにというふうにご回答いただきました。これは明らかに誤っているということを認めているということなわけですから、誤っている部分を修正してください。そして、町長としてこれに対する責任をとっていただきたい。

さらに、一応私の要望といたしまして、提案といってもいいですけども、大塚実海と緑の基金、この基金条例には運用規則、運用規定というものがございません。これをきちんと整備していただきたい。基金の運用に関しましては計画的にするべきです。今後の計画の中で、例えば具体的には海岸のトイレや駐車場の整備、計画的に大きく使って、それで生かしていくというほうがむしろいいかもしれませんね。この基金の運用にこれまで施設関係、環境の保全関係、それから今回のような啓発・教育活動、三通りありますが、この三通りをきちんと分けていただきたいと思います。特に教育・啓発活動、これはどういうふうにかされるかわかりませんので、私としてはどちらかというとこれは大塚実海と緑の基金から一部を支出した別途の基金をつくっていただいて、運用規則をきちんとしていただくと。研究だとかそういったことにだけ使えと、啓発活動にだけ使えるというふうにしていただきたいと思います。

それと、私が問題点としているこういった点に関して、これについて町長ご自身できちんと整理されて、町民に対してその内容と今後の対応、これについてお知らせしていただく、このことは町長としての責務だと思いますので、私はこれをここで要望ではなく要求いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） これで藤乗議員の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時06分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（島崎保幸君） 一般質問に入る前に、藤乗議員が手を挙げておりますので、先に許可いたします。

○7番（藤乗一由君） 先ほどの私の発言の中に誤解を招く表現等があったかに思いますので、ここで訂正をさせていただきます。

玉川町長の後援会員のメンバーという言い方をしたかに記憶しておりますが、このところを、後援会員の1人を含むメンバーというふうに訂正させていただきたいと思います。あくまで後援会はこれに、予算書作成にはかかわりのないものです。そのほか、不適切な表現がございましたら、議長に一任いたします。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） わかりました。

小林正満君。

ちょっと確認します。

議事進行以外には途中から入れませんので、議事進行の発言と理解してよろしいですか。

○2番（小林正満君） はい。先ほど、午前中の最後に藤乗議員が質問されていましたが、途中、秦議員のほうで手を挙げまして、議長が指名されて、途中、割り込み発言、許されましたけれども、そういったことが許されるのでしょうか、確認したいです。

以上。

○議長（島崎保幸君） 私の場合は、この会議、議事進行の話というふうに理解をいたしまして許したところでございまして、議事進行についてというふうに理解したということはもう一回申し上げます。

以上でございます。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

◇ 畑 場 博 敏 君

○議長（島崎保幸君） 次に、14番、畑場博敏君の一般質問を行います。

14番、畑場博敏君。

○14番（舩場博敏君） 日本共産党の舩場です。

私は、町長の政治姿勢について2点、一ノ宮駅下不法駐輪対策について1点、3点の質問をいたします。

1点目、今国会で審議されている安保法制関連法案は、「違憲である」と6月4日に行われた衆議院の憲法審査会の参考人質疑で、自民党から共産党まで各党が推薦して決めた参考人全員が表明しました。

この表明は極めて重いものだというふうに考えます。国会審議中というホットな問題ではありませんけれども、これからの国のあり方を変えてしまう法案であり、国民の中でも関心が高まっている問題でもありますので、あえて質問をいたします。

平和首長会議に加盟している町長として、どうこの問題を見ているかの見解を伺いたいと思います。

参考人の3氏は著名な憲法学者であり、みずから改憲派を表明している学者の方もいらっしゃいました。

早稲田大学の長谷部恭男教授は、集団権自衛権の行使が許されるという点について憲法違反だ、こう述べております。従来の政府見解の基本的な議論の枠内では説明がつかないし、法的な安定性を大きく揺るがすものだと述べております。外国の軍隊の武力行使との一体化に自衛隊の活動なるおそれが極めて強いと考えているとも述べました。

慶応大学の名誉教授の小林節氏は、戦後70年間、少なくとも憲法9条の縛りで海外に軍隊は出せないできたものが、これからは集団的自衛権と後方支援という説明がつくなら出せることになる。これは今までしたことのない、国際法上の戦争に参加することになる以上、戦争法だ。このように述べました。また、小林氏は、法案は私も違憲と考える。憲法9条に違反する。9条1項は、パリ不戦条約以来の国際法の読み方としては侵略戦争の放棄であり、自衛のための何らかの武力行使ができるとし、ここで留保されているが、ただし、2項で、軍隊と交戦権が与えられていないから、海の外での軍事活動をする道具と法的資格が与えられていない。この9条をそのままにして、海外派兵——集団的自衛権というのは、憲法9条、とりわけ2項違反になる。法案にある後方支援というのは日本の特殊概念だ。戦場に後ろから参戦する、前からは参戦しない、こういうだけの話であって、そんなふざけたことで言葉の遊びをやらないでほしい。これも露骨に憲法に違反している。後方支援は武力行使の一体化そのものだ。兵たんなしに戦闘というのはできない。この兵たん活動というのは武器とか弾薬、食糧、兵員などを輸送していく、そのことでもありますけれども、そういう意味では、

これは露骨な戦争参加法案であり、もうその一事だけとっても、私はついていけない。このように述べております。

笹田栄司早稲田大学教授は、日本の内閣法制局は、自民党政権とともに安保法制をずっとつくってきた。今回、私は、従来の法制局と自民党政権のつくったものが、ここまでだよなと本当に強く思っていたので、お二人の先生が言ったように、定義では踏み越えてしまった。やはり違憲の考え方に立っているところだ。こう述べました。後方支援と兵たんのところで、やはり一番大きな疑問を感じている。このように発言をしております。

今、3氏の発言を一部紹介しましたがけれども、戦争法案への反対の声が幅広い学者、文化人に広がっています。6月15日、安全保障関連法案に反対する学者の会が会見を開き、学者2,700名余りが賛同、このまま黙っていられないとわずか3日間で急速に広がった。違憲性のある法案が国会で審議されること自体強い憤りを感じる。このように報告をしていました。会見の発言では、平和を考えるのは憲法学者ではなく、政治家だと言った自民党政治家の発言に触れ、青井未帆学習院大学教授で法学の先生は、憲法が紙切れになってしまう。このことは憲法学者としては黙っていられない。こう語っております。

多くの学者、専門家が違憲立法だと言っている法案を政府与党が数の力でゴリ押ししようとしている状況を世論はどのように見ているのか。時事通信が6月5日から8日に実施した6月の世論調査によると、安倍内閣が今国会で成立を目指す安保法案について、廃棄が12%、今国会にこだわらず慎重に審議が68.3%で、今国会での成立に反対あるいは否定的な声が8割を超えました。今国会で成立させるべきだけは13.6%にとどまりました。

また、ここにきて、戦後日本の自民党をつくってきた元幹部らも、日本記者クラブで6月12日に会見を開き、安倍政権が強行する戦争法案について、国策を大きく誤ることになると声明を発表しています。記者会見したのは山崎拓氏、亀井静香氏、藤井氏、武村正義氏、また野中広務さんや古賀誠さんなどもテレビでたびたび発言をしております。

多少紹介が多くなりましたが、今国会で起こっていることは、我が国のありようを根本から変えてしまう大問題であります。だからこそ、これまで保守と言われてきた人々まで党派を超えて声を上げて出してくれているわけでもあります。

町では、委任事務として自衛官の募集をやっています。また、自衛隊協力会に補助金も出しております。この法案が通ったら、この一宮町からも若者が海外の戦地に派遣されるかもしれません。海外の戦争で殺し殺される若者を出してはなりません。私たちは先月、一ノ宮駅前では日本の自衛隊が海外で戦争することに賛成ですか、反対ですかのシール投票を一宮商

業の生徒にやってみました。女生徒が多かったわけですが、全員反対投票をシールで貼りました。また、元自衛官という方が寄ってきて、この方も反対投票をシールで貼りました。日本の国を守ることは賛成だが、外国まで行って戦争したくない、こう言っておられました。

玉川町長は平和首長会議に加盟しているメンバーであり、大学は東北大学法学部卒業ですので法律にも詳しいと思います。今審議されている安保法制についてどのような見解をお持ちか、私見でも結構です。ぜひ見解をお聞かせ願いたい、このように思います。

2点目に、東浪見土地区画整理事業について伺います。

土地区画整理事業は、最初の説明会が昭和46年3月、今から44年前、そして東浪見土地区画整理事業の第1回準備会が昭和61年7月、今から29年前開かれております。組合が発足して27年経過し、今回やっと清算総会を迎える運びとなりました。かかわった歴代町長も向井十郎町長、渡辺英光町長、近藤直町長、そして現玉川町長と4代にわたります。3割の減歩で工事代金、これを捻出する計画が途中バブル経済の崩壊等もあり、大幅な計画変更や組合員からの二度にわたる賦課金の徴収、9億4,000万円余り、さらには町からも公共施設管理者負担金3億円近く、この投入があり、自力での解散が難しい中、今回の清算総会までこぎつけました。当初、5月30日に予定していた清算総会は議案の不備（議案説明不足）ということでありましたが、流会となりました。その議案には町からの寄附要望による上総一ノ宮駅東口開設基金への寄附金1,000万円が計上されていました。この町要望の寄附金1,000万円が流会の原因だとすれば、土地区画整理法第123条でいう「市町村長は事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言もしくは援助することができる」という法律の趣旨から見ても不適切ではないでしょうか。

本土地区画整理事業は、先ほども述べましたが、組合員は約3割の土地を保留地として提供することで運営、工事費等を賄い、完結する予定でした。経済状況の変化があったとはいえ、第1次、第2次にわたる賦課金徴収は9億4,000万円にも上り、その後の生活設計を大きく狂わせ、賦課金支払いのために土地をさらに売った方、退職金をはたいてしまった方、老後の蓄えを全て支払いに回してしまった人、当初賦課金徴収は1回だけと説明され、2回目の徴収で滞納し、裁判にかけられ、延滞金まで支払うことになった人、事情はさまざまですが、それぞれ血のにじむような思いで賦課金を納めてきた事業であります。町からの公共施設管理者負担金の投入があったとはいえ、今回の清算総会で残余財産は区画整理事業で生まれた収益による残金ではなくて、中身は組合員から集めた賦課金、これは血の出るような賦課金であり、町が寄附を申し出ることは全く筋が通りません。このことによって清算総会

が先延ばしになり、30年近くかかった本事業の最後の総会が混乱することは全く後味の悪い結末になってしまいます。町からの寄附要望はやめるべきだと思いますが、この点について見解を伺います。

最後の3点目の質問は、一ノ宮駅下の不法駐輪対策についてであります。

ことし2月4日に行われた中学生議会でも駅周辺の放置自転車問題が取り上げられていました。安藤君の質問に、町は、民間の自転車預り所が5軒あるので、経営者のご理解をいただき、今年度中に無料駐輪場を設置したいと答弁しておりました。町は現在一ノ宮駅東口開設に向けて国の地域再生戦略交付金事業1,000万円の決定も受け、計画づくりに本格的に取り組もうとしております。そんな折、駅下のロータリー歩道部分に常時40台から50台の不法駐輪自転車があり、見苦しい状態です。一日も早く町営無料駐輪場をつくり、不法駐輪させるのではなく、駐輪場へ誘導し、町の顔にふさわしい駅東口にしてほしいと思います。以前、東浪見駅周辺でも不法駐輪があり、地元住民が迷惑しておりましたが、駅に町の駐輪場ができてからは、不法駐輪もなくなり喜ばれております。一ノ宮駅下には町資材置き場の町有地もあり、お金をかけずにすぐできるのではないかと考えます。早急の取り組みを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 畑場議員の質問にお答えいたします。

まず、第1番目の政治姿勢についてでございますけれども、今国会で審議されている安保法制関連法案についての、どうかという話でございますけれども、先ほど畑場議員もおっしゃったように、現行憲法では歴代の政府によりまして集団的な自衛権の行使は認められないという憲法解釈が長年にわたり定着しているところでございます。現在、国会で審議されております安全保障関連法案は、この集団的な自衛権の行使について従来の見解を大きく変えるものでございまして、これは日本の国の安全にかかわる問題でもありますし、また国の最高法規であります憲法に係る重大問題であると認識しております。したがって、私は国会での十分な審議を強く望むものでございます。

それから、2番目の東浪見土地区画整理事業についてでございますけれども、これにつきましては、今回の総会に上程されました上総一ノ宮駅東口開設基金への寄附要望でございますけれども、これは土地区画整理法に基づく、町の勧告等ではございません。これは、東浪

見土地区画整理組合から過去に提出されました上申書に基づきまして、寄附の要望書を町のほうから提出したものでございまして、この取り扱いについてはあくまでも組合員の総意に従うものと考えております。

しかしながら、先ほど畑場議員もおっしゃったように、寄附の取り扱いで清算事務の進め方に混乱が生じ、清算終了の時期が先送りになることは、町としても決して本意ではございませんので、また寄附に固執するものでもございません。

したがって、組合におかれましては、町からの要望書の有無にかかわらず、事業の結了を最優先とした事業の運営を行っていただくことを望むものです。これにつきましては、組合の役員のほうにお話をさせていただいております。

以上でございます。

次の駐輪場については担当課長から説明させていただきます。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、畑場議員の2点目の上総一ノ宮駅下不法駐輪対策についてのご質問についてお答えをいたします。

駅下ロータリーの放置自転車関係でございますが、町といたしましても、歩行者の安全面、景観面から対策が急務であると考え、今年度中に駅下町有地、現在の資材置き場に無料駐輪場を開設し、放置自転車を誘導してまいりたいと思います。

この計画に先立ちまして、3月末に駅前で有料駐輪場を営んでいる方々を訪問し、駅下で町が無料駐輪場を開設することを協議いたしました。皆さんからは特に問題はないとの回答をいただきましたので、早期に整備できるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 2問再質問させていただきます。

初めに、安保法制関係で、町長も国会での慎重な審議を望むと確認をいたしました。この後、渡邊議員からも教育問題の質問ありますけれども、今の安倍内閣は戦後政治の中でも最も危険な改憲策動内閣であります。憲法はそのままでも、違憲立法を含めて既成事実を積み重ねて改憲に持っていきやり方です。安保法制では戦争する国づくり、同時に教育再生という名の戦争する人づくりも警戒する必要があります。戦前の日本では、天皇や国家の尊厳のための自己犠牲、滅私奉公、愛国心で画一的イデオロギーが強められ、軍国少年、軍国少女

がつくられていきました。個人の尊厳が押しつぶされて、戦争への道に突き進んでいったわけであります。戦後はその痛苦の反省から、日本国憲法がつくられ、9条で戦争の放棄、13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と決めたところであります。

また、平和の人づくりについては、1947年にできた教育基本法では、前文で「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献する決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期する」と、教え子を再び戦場に送らない決意を宣言しました。ところが、第1次安倍内閣は教育再生の名による2006年の教育基本法改定で、これまで掲げていた教育の力を削除し、公共の精神、愛国心教育などを復活させ、個人の尊重思想が滅却しております。いつか来た道にならないように我々大人がきちっと監視する必要があります。

昨年の地方教育行政法が改定された中で、今度町長主催の総合教育会議で教育大綱を策定する仕事も町長の仕事になってまいります。一連の関連の中で、この決意などがあれば伺っておきたいというふうに思います。

区画整理問題で再質問をさせていただきます。

答弁については了解しますが、その内容が組合側に正確に伝わっていないのではないかと危惧しております。といいますのは、清算総会流会後の理由説明に、町への1,000万円寄附は行わない。4,500万円、この全額を還付金として還付する、組合員へ還付する。こうなっておりますが、3として、その後の過怠金として回収した290万2,117円のうち、200万円を今までの町側の協力を勘案し、寄附すること。このようになっております。過怠金の回収で得た290万円も大変な苦勞をして納めた延滞利息であり、賦課金の一部であると思います。組合役員は町の世話になった思いからの申し出でしょうが、町はこのお金も寄附を受けるべきではないというふうに考えます。組合から寄附採納願いがあっても受け取らない態度を表明しておくことが、1回目の町長の答弁の趣旨に合う態度ではないかというふうに考えます。町長は、公管金について区画整備関係以外の町民から区画整備事業だけ公管金を使って助けるのはおかしい、こういう批判がある旨の発言をされておりますが、この認識は間違いだというふうに思います。少なくとも公管金とはの説明を丁寧にすべきであります。

そもそも土地区画整理事業法でいう公共事業管理者負担金、いわゆる公管金は、土地区画

整理事業内の公共施設の整備改善を目的とするものです。大規模な道路などでの公共施設の整備には費用負担も相当になります。土地区画整備事業を行う施行者だけが全事業費を負担するのではなくて、本来の道路法などに基づく当該公共施設の事業を行うべき町も、その受益相当額を負担することが妥当な場合もあります。このような場合に施行者と町が協議をして、費用負担の調整を図ります。公共事業を促進していくという、お互いに望ましい制度として公共施設管理者負担金が設けられているものです。

今回の東浪見土地区画整理事業でも、公共事業の促進やその効果などを考慮し、町が公共事業として道路用地を確保した場合を想定した用地費相当額を負担するものです。これは、別に僕が言っているわけじゃなくて、平成21年の広報いちのみやのQ&Aに出てきた内容でありますから、後で見ていただきたいと思います。組合からの寄附金は、これは気持ちは受け取ることとして、採納願いはお断りをする。どうしても組合員個人から世話になったから寄附をしたい、このような申し出があれば、ふるさと納税、こういう手もありますから、その辺をご紹介してありがたく受け取る。この方法が一番いいのではないかと、こう思いますが、再度見解を伺いたいと思います。

3番目の問題については、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁を求めます。

玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） まず、1番目の憲法の考えですけれども、憲法の規定の中に、公務員は憲法尊重擁護義務というのがございます。私も今現在、よくテレビ等に出ておりますけれども、樋口さんという、あの方は私の恩師でございまして、憲法の大切さをよく存じているつもりでございしますので、これからも憲法については大切に考えていきたいと思っております。

そして、2番目の今の問題でございすけれども、これにつきましては大変難しい問題だと私は思っておりますけれども、皆さん方が気持ちよく出していただけるものであれば、あえて断る必要もないのではないかなと思いますけれども、その辺のところは、もう本当に組合の執行部の皆さんにお任せしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 2番目の問題は不十分でありますけれども、終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

3問あるんですけども、一問一答でお願いできますか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） それでは、まず一番初めの質問ですけども、昨年、日本共産党で実施いたしましたアンケートによりますと、大地震とか津波避難対策に対する関心が多く寄せられていました。この問題は結構範囲が広くて、奥も深くて、ちょっと一回、一言では言えないので、中でも住民の関心が高かった津波緊急避難施設と避難所の充実ということで、それに関連する質問を2つさせていただきます。

さまざまな事態が発生するかと思うんです。私も被災したことがないので、そういう幸せ者ですから、よくはわからないんですけども、避難しなければならない事態が発生したとします。とりあえず家族で決めていたところとか、自分が一番近いところとか、とりあえずすぐうちに帰りたいから、一時避難所に避難したとします。6時間ぐらいたっても家がちょっと浸水していたり、道路が水につかっていたりで帰れないとします。そういう場合の質問をさせていただきます。

まず1つ、町はこのような場合を想定しての対策は具体的に整っているのでしょうか。そしてもう一つの不安があるんですが、一時ではなく、長期避難所で過ごす場合ですが、そこには当然高齢者、障害者、乳幼児、それから健常者でもストレスや環境の変化で体調を崩す方が結構いらっしゃると思うんですね。そういうことを想定しますと、避難所のトイレの設備のことが心配になるんですね。

そこで1つ目の質問といたしまして、避難所ではどのような仮設トイレがどのように設置されるのか。それから防災倉庫に乳幼児や高齢者のためのおむつや女性の生理用品など用意されているのでしょうかということを1問目にお伺いさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 渡邊議員の質問にお答えいたします。

災害時の避難場所について、特に一時避難場所から、その次の問題だと思えるんですけども、現在、津波一時避難場所は町内に19カ所指定してございます。施設の場合は大体施設長と協定を町が提携しております。一時避難場所はあくまでも大規模な地震とか津波とか火災から一時的に避難するものでございますので、基本的にはそこには毛布とか非常食というものは配備されていないというふうに考えていただきたいと思います。

ある程度時間が経過いたしまして、そして災害が落ちついたときに、その時点から家に帰る、帰宅をしていくか、あるいは場合によっては自宅に帰れない人については避難所に移動するという形になります。移動につきましては、基本的には避難者が集団行動で避難していただくこととなりますけれども、道路がかりょうじて使用できる状況であれば、公用車等の車両も使いまして、介護を要する高齢者とか、あるいは障害者、乳幼児等の要配慮者、そういう特別な取り扱いを必要とする方は優先的に搬送するよう計画してございます。

また、避難所での避難生活が長期化した場合、例えば今回の東日本大震災のように非常に長くなったような場合でございますけれども、そういった場合には、ストレスの軽減が図れるよう、避難所の間仕切りも備蓄しております。また、町は福祉のための専門の避難所がございませんので、もし仮に高齢者とか障害者等の特別の配慮を要する人につきましては、学校長に許可を得た上で教室を開放して、一般の避難者とは区別して避難できるように計画しております。

また、町の備蓄品でございますけれども、まず、トイレでございますけれども、施設の外に設置する鉄パイプによる簡易組み立てトイレ、これが12基ございます。それから避難所のトイレの中で使用できる段ボール製の簡易トイレが46個、それから避難所の便器ににおいの漏れにくい特殊なビニール袋をかぶせまして使用する簡易トイレ、これが約1,000枚備蓄しております。また、生理用品は1,400枚ございまして、各避難所に設置されております防災倉庫に備蓄しております。また、乳幼児や高齢者のための紙おむつは現在はございません。災害時には、紙おむつなどは不足するおそれがありますので、ご質問のとおり女性や高齢者等に配慮した備蓄品は必要だと考えております。備蓄に向けて近隣市町村の状況も確認いたしまして、購入や、製品を扱っている店舗や企業等とそういう場合の協定を締結するなどを進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

ただいまのご答弁に対する再質問をさせていただきます。

一時避難所から長期避難所への、自宅への輸送についてですが、一時避難所には毛布や非常食は基本的にないとのことなので、ご答弁にありましたように、公用車等を使用して要配慮者を優先して安全に搬送していただくことを要望します。そして、答弁にもありましたように、学校の施設を開放して福祉避難所としていただくことも強く要望いたします。障害者に対して健常者と同じように無理していただくということは、これ、実は差別なんです。ですから、よろしく願いいたします。

トイレについては、使い勝手のよいものが備蓄されているとのことで、安心しましたが、おむつの備蓄がないとのこと。災害時におむつなどが買い占められたり、入荷がおくれたり、そういうことがあって、店舗から姿を消すようなことをよく聞くんですけども、そうなっても安心できるように、また食中毒など感染症を予防するためにも、紙おむつは必要だと思っております。ですので、ぜひよろしく願いいたします。

それから、もう一つ、これに関連して備蓄している薬品はどのようなものがあって、消費期限等の管理はどのようになっているのか。また、持病、例えば高血圧とか糖尿病とか心臓病とかのある方々の薬品の対応や人工透析を受けなければならない方々への対応について伺います。

また、一宮町地域防災計画によりますと、長生健康福祉センターとの連携とありますが、ちょっと具体的なことがわかりませんので、これについてもお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、再質問のうち、町が備蓄している薬品はどのようなものがあるか、消費期限の管理をどのように行っているかについてお答えをいたします。

現在、備蓄している災害時用医薬品は、細菌を殺菌する目薬や傷口に張りつけるパッドや傷の殺菌や消毒に使用する消毒用エタノール、点眼液、注射液など30種類近くの医薬品がございます。消費期限につきましては、医薬品の一覧表に基づいて毎年期限前に茂原医師会において医薬品の交換を実施しており、医薬品交換のための予算を2万円から3万円前後計上してございます。

また、備蓄医薬品の保管は保健センター3階の記録保存室に保管をしております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 私のほうからは、持病を持つ人の薬と人工透析患者の対応、さらには長生健康福祉センターとの連携についてお答えいたします。

まず、医師が処方する医療用の医薬品につきましては、町が備蓄することはできません。災害の程度にもよりますが、大規模災害の場合、発生後72時間はDMATという災害専門医療救護班や、日赤の救護班が対応することとなりますが、重症者の負傷度に応じた振り分け、いわゆるトリアージや救命活動が主となり、軽傷者等の薬の処方までは困難でございます。現在、広域災害医療情報システムが診療所以外の病院・県・市町村に配備され、つながっております。現時点でどこの病院が診療可能かなどの情報提供ができる体制が整っておりますので、診療可能な病院の紹介をすることで対応いたします。

また、避難所に救護所が開設されれば、医師がおりますので、薬の処方は可能となります。

人工透析患者につきましても同様に避難行動要支援者名簿を町が整備してありますので、広域災害医療情報システムを使って優先的に診療可能な病院の情報を提供していきます。

なお、今後災害関係の広報掲載時には、災害に備えて持病などで長期的に薬を飲まなければならない方につきましては、ご自身で3日分くらいの薬とお薬手帳を常に携行いただくよう周知を図ってまいりたいと思います。

次に、長生健康福祉センターとの連携についてですが、長生健康福祉センターは合同救護本部の位置づけになりまして、情報の収集、発信の拠点、医療救護の拠点、外部からの医療支援者、DMAT等の調整、外部からの支援医療物資の集積と分配を行います。

なお、長生健康福祉センターは、災害用医薬品の備蓄はございますが、慢性疾患の医療用医薬品の備蓄はございません。診療可能な病院の情報収集という意味での連携にとどまります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

医療品については傷薬中心に30種近く、それで、消費期限については毎年茂原医師会にて交換、予算2万円から3万円、保管は保健センター3階記録保存室でよろしいですね。それで、診療可能な病院の紹介可能、避難所に救護所が開設されれば医師がいて、薬の処方可能ということですね。それで、人工透析患者についても優先的に診療可能な情報を提供ということで、交通手段については、道路が大丈夫なら自分の車かタクシーなどの交通機関を利用ということですね。それで、長生健康福祉センターとの連携については大体が情報収集とい

う意味での連携と思ってよろしいわけですね。それでは、そのように充実させていただきま
すよう要望いたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次は、小学校・中学校の普通教室へのエアコンの設置についての質問をいたします。

地球の温暖化によって年々気温が上昇し、夏の猛暑は当たり前のようになってきました。
このところの異常気象は、子どもが子供のころの夏とはもう各段に違ってきているんです。
スポーツ中に熱中症で死亡する事故は全国的に毎年かなりの数が報告されていますが、熱中
症は室内でじっとしていても発症するものなんです。湿度が80%以上になると、気温が25度
でも危険であるということ、これよくNHKラジオで私は聞くんですけども、天気予報で
気象予報士が言っています。我慢しないで、エアコンを使うようにと言っていますね。

普通教室の夏の暑さについては、一宮小学校の女子にちょっと聞いてみたんです。そした
ら、教室には扇風機があるんですけど、でも、窓側と廊下側の温度差がかなりあるというこ
となんです。

それと、平成26年度の中学生議員の一般質問を読ませていただきました。中学生のサカイ
議員さんが質問されていたんですけども、冬の寒さでおなかを痛くすることが多くおられ
るということですね。確かに冬の底冷えも夏の猛暑と同じくらい体によくないんですよ。そ
のときのご答弁によりますと、「東浪見小学校・一宮小学校・一宮中学校の全ての教室にエ
アコンを設置するためには、約1億円の工事費がかかり、そのエアコン運転には、毎年約
820万円の運転費用が必要となるため、現段階では設置は困難であります」とのことでした。

長生村では、中学校は既にエアコンが設置済みで、ことし3小学校に10年間リースで、今
年度分予算1,200万で設置することになりました。

それで、一宮町では小学校、中学校、そのエアコン設置について、中学生議員が最初の質
問をされましたけれども、その後、どのようにお考えでしょうか。そうしますと、これ2度
目の質問になるわけですね。中学生議員が1回質問した後の質問です。中学生議員は冬の寒
さを訴えましたけれども、私は夏の気温について今訴えさせていただきました。よろしくお
願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、渡邊議員の質問にお答えいたします。

現在、各小中学校でのエアコンの設置状況でございますが、保健室、あとパソコン室、そ
して図書室へ設置しております。環境整備に努力してきているところでございます。しかし

ながら、広い教室を過ごしやすい環境にするためにエアコンの設置とその運転には、多大な予算が必要となります。参考でございますが、ただいま質問の中にもありましたが、全部で普通教室は48教室あります。小中学校両方ですね。それで、エアコンを設置するためには約1億円の工事費かかりまして、毎年800万円以上の運転費用が必要と見積もっております。

現在、学校における熱中症対策といたしまして、各教室へ扇風機を設置しております。また、本年度、27年度につきましては、小中学校全学校の学級数分の携帯型熱中症計を各担任教員が装備しまして、熱中症の危険性を確認し、必要に応じましてエアコンが設置されている図書室やパソコン室の活用などで対応していただくよう、各学校へお願いしているところでございます。

教育委員会といたしましても、普通教室へのエアコン設置は、学習環境や熱中症対策などにおきましても大変有効であることから、必要性は認識しております。

本年度について、小学校、中学校のグラウンドの緑化工事や一宮中学校の駐輪場改修工事など、教育予算をいただいて、いろいろな整備に取り組んでいるところでございます。

今後の課題といたしまして、エアコン設置計画等、教育環境の整備について、優先順位を考えて、町部局とも相談の上、検討してまいりたいと思います。

なお、先ほど説明の中で携帯型熱中症計、なかなか聞きなれない言葉なんですけれども、きょう現物をちょっとお持ちいたしました。こういうものなんですけれども、これ先生方が首に下げたりして、この中でボタンを押しますと、湿度とか温度が出まして、あとそれが高いと、この上の中で警戒するとか、最終的に危険となるとピピピッと音が鳴ったり、こういうものを用意しまして、できるだけ早い段階で対応をするようにしております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

再質問いたします。要望は次です。

それぞれのクラスで気温の差もあると思うんです。2階の教室はかなり暑くなることが考えられるんです。私の今までの生活ですと、2階の部屋というのは結構暑かったです。それが当てはまらないかもしれませんが、温度差があるということは確かですよ、クラスによって。過半数のクラスで数値を超えてしまった場合、保健室、パソコン室、図書室だけでどのように対応していくのでしょうか。職員室にはエアコンはあるということですが、先生方も児童生徒もこれではちょっと大変ですよ。数少ない教室でどのようにして授業を

続けるかと思ったんです。だから、これについてどのように対応しているのか、今までにこういう高温多湿でどこか涼しいところに避難しなきゃいけないようなときがあったのかどうか、そういうことについてちょっとお話ししていただけないでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、再質問にお答えいたします。

それぞれの教室では、そのときの状況によって気温の差ももちろんあると思います。各学校におきまして、これまで過半数の教室で一斉にそうした事態が発生した事案はございません。仮に過半数の教室で数値を超えてしまった事態、こういうものを使って、あとは先生方の感じですね、そういう場合にはエアコンの配備された教室というものもあるんですけども、その前に風通しのいい場所ですとか、あとは水分補給をしてもらおうとか、そういうような一時退避などの対応を行うことと指示してございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

今伺いいたしまして、それでエアコンの設置もこの夏すぐには無理ということはわかります。わかりますが、この異常気象というのはこれから先おさまるとは考えられないんですね。もしかしたら、年々上がっていくかもしれない。だから、最初の質問で申しましたけれども、長生村では38教室に10年間リース契約で本年度分予算1,200万円で設置とのことなんです。これは購入すると多額の費用を要するのでリースにしたということなんです。

もう一つ、これ参考までですけれども、鎌ヶ谷市のホームページを見たんですけれども、そしたらスケジュールで発表してまして、それが段階的になっているんです。平成25年度、小学校空調設備工事設計、26年度が小学校の工事、同じその年に中学校の空調設備工事の設計、27年度、次の年ですね、中学校を工事しています。ですから、1年ずつやっていって、ここはお金があると思いますけれども、一宮のようにお金のない町でも対応していけるんじゃないかということも、ちょっと参考までに申し上げさせていただきます。

こういうのは計画を立てないと前向きに進むものじゃないですよ。検討するだけでなく、具体的に進めることを望みます。

小学校とは限らない、中学校も、福祉避難所というのがさきの答弁にございましたけれども、福祉避難所として開設されるということのをさっき伺いましたので、そのためにもやっぱりこういう空調というのは整えてほしいと思うんです。暑いときって湿度を下げるだけ

でも違うんです。温度はそんなに下げなくても、湿度を除湿すれば快適になります。ですから、空調設備というのは、本当、これは必要だと思います。それに、この一宮町にいろいろな若い方に移住してきてほしいんです。だから、ぜひともそういう教育の環境の整備をよろしく願いいたします。

次の質問をさせていただきます。最後に、これは2018年度から道徳という時間が特別の教科化されることについて、そのことについて伺います。

私は教育に関しては素人なんです。ですから、これは平和の問題として取り上げさせていただきます。

小学校、中学校の卒業式、入学式に出席して、私は児童生徒の皆さんが心を一つにして、卒業式や入学式をつくり上げ、盛り上げていく、そのすばらしいパワーを目の当たりにいたしまして、感動と元気をもらいました。しかしながら、この思いに逆行するかのように、国会で5月14日に安倍内閣が「戦争法案」というのを、政府は平和安全法制と呼んでいます。戦争と平和という言葉をこうやって置きかえて詭弁のように政府が使っているからこそ、これは気をつけなくちゃいけないと思うんですけれども、その閣議決定を5月14日にしまして、今国会でこの問題が審議中ですけれども、この問題に関連して、私は道徳の教科について質問させていただきます。

今の国会で審議されている、あれがもし決まっちゃったとしたら、この道徳の教科書の中身がどうなるかということは、もうそれは一目瞭然です。すぐにこれはもうわかりますけれども、そこで、2018年度から導入を目指している小中学校での道徳の時間を「特別の教科道徳」（仮称）として検定教科書が導入されることについての質問をさせていただきます。

戦争と教育とは切っても切れない関係にあります。「戦争は戦場ではなく、教室から始まる」という言葉もあります。聞いたこと、おありですか。あるいは別の言葉で言わせていただくと、例えばお年寄りからこんなことを言われたことはありませんか、自分は軍国教育を受けて育ってきたからなと寂しそうに。私はあります。実は、寂しい話ですけれども、そういうことよくあります。

それで、中央教育審議会の答申の中で、「特定の価値観を押し付け」ることは道徳教育の「対極にあるもの」としてしています。これは全くそのとおりだと思います。ところが、心配なのはその同じ答申の中に「我が国」とか「国を愛する」といった内容が目につきます。一見して見ればきれいな言葉のように思われますけれども、この言葉の陰に、戦前・戦中のことを連想させるものが含まれているんですね。さっきも申し上げましたけれども、戦争する法

律を平和とか安全とかという言葉に言いかえているわけですから、それはそこまで勘ぐってしまうのは当然なことと思って、私はこの質問をさせていただきます。気をつけて読まないで、その言葉の裏にあるものを見落としかねないんです。理想的な言葉の陰にちょっとした落とし穴のようなものを感じるんです。

ところで、質問させていただきます。国を愛するというのは大切なことですが、それを政治的に結びつける特定の価値観の押しつけということにはならないのでしょうか。

日本経済新聞の3月27日の記事にこのことが載っていました。パブリックコメントによりますと、一定の価値観や規範意識の押しつけにつながるものが危惧されるといった反対意見もあったということが、その日本経済新聞に載っていました。

しかも、道徳が教科化された場合、成績の評価は担任の先生が文章で評価するということですね。この仕事は本当に大変だと思うんです。それでなくても、日本の教員は世界一多忙と言われています。これは通知表の1、2、3、4、5という、そういうので評価するんじゃなくて文章で評価するというんですね。だから、安心だと思っていますと、これは大変なことで、先生にとってみればまた大変なことですし、数字で評価されないとしても、やっぱり解答がある以上、正解がある。生徒はその正解を答えなければ評価が得られないわけですね。先生も教えているうちに、だんだん自分も、言い方は悪いですが、洗脳されていくという言い方できるかと思うんです。

そういうわけで、一宮町の小中学校の現場では、これからどのようにこの問題に向き合っていて、どのように進めていくのかを質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 道徳の教科化ということでのご質問にお答えさせていただきます。

まず、道徳教育が必要であるかどうかという問題なんですが、それはね、私はこのいじめの問題とか子供たちの規範意識の低下とか犯罪の低年齢化とか、さまざまな現象が子供たちの間にまで蔓延してきていると、そういう状況の中で、やはり道徳教育というのは学校教育で不可欠であるというふうに考えております。これは私個人ということではなくて、全ての方々がそう思っているというふうに考えているところでございます。

そして、この道徳教育は学校では道徳の時間というのはもちろんございますが、それだけではなくて、全ての活動、その中で道徳に結びつけて教育課程全般で指導すると、あるいは児童生徒を育てるという意識で教育に当たっているというところでございます。

道徳の教科化云々について文科省から文書が出ておるわけですが、ただ、これは2018年度から導入ということで、まだ詳しいところまではわかっておりません。特に評価等については、今年度委員会をつくって協議して決定していくというような段階でございますので、今国の動向を非常に注目しているところでございます。

学校での教育というのは、これは道徳のみならず、全ての教科にわたって、文部科学大臣が告示する学習指導要領、これに従って全ての公立学校は指導するものとするということになっておりますので、その正式な学習指導要領は大体10年ごとに改訂されておりますから、今後の新しい改訂でどのように学習指導要領が出てくるか、その学習指導要領が出ますと、またその指導に対する解説というのが出てきます。その解説にどのような指導をということが出てくると思いますので、我々はその内容に従って、各公立学校は指導するというところでございますので、現在、国の動向というのを大変興味を持って注視しているというところでございます。ただ、現在の町の小中学校では従来の道徳教育を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

いじめの問題が道徳の教科化のきっかけとされたことについては、私も存じております。それから、モラルの低下とか、そういうことも存じておりますが、ただ、私が一番お聞きしたかったのは、国を愛するという指導は特定の価値観の押しつけにならないかということについてだったんですけれども、このことについて回答は得られませんでした。回答できないですね。回答していただかないと、想像力が広がっちゃって、想像で私たち考えちゃうんですよ、私なんか想像力がたくましいから。だから……

○議長（島崎保幸君） 町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 何か誘導されてしまったような感じでございますが、その国云々の話でございますが、これは国というものの概念は、個々がみんな違った概念を持っていると思います。渡邊議員は渡邊議員の概念を持っている。私は私の概念を持っていると。それぞれ違った概念を持っていますから、一つ概念を押しつけるというようなことは、やはりこれは避けなければいけないし、特に私がこの場で申し上げることは、私は現在教育長という立場でございます。教育長というのは、議員の皆様の同意を得て、教育委員会の中で選出された事務方の責任者ですから、公務員でございます。公務員がある特定の考えを披歴すると

いうことはあってはならないことですので、ここでの見解は避けさせていただきます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊美枝子です。

打ち合わせにお伺いしたとき、オリンピックとかで日本が勝ったときうれしくないかとおっしゃったような気がするんです。それはもちろんうれしいです。それは選手の方々が自分自身に打ち勝って優勝したんですから、それはおめでとうと思います。それから、海外で活躍している日系人の方々に対しても私はすばらしいと思います。だけれども、私がここで言う愛国心というの、私、これ平和の問題からの質問と、さっき一番最初に申し上げさせていただきましたけれども、教育というよりも平和愛好家の立場として申し上げさせていただくんですけれども、私がここで愛国心と言う場合、これ政治的な国家の体制を愛することを強制されて、自分を殺してまでも、滅私奉公というんですか、自分の命をささげて戦争に参加させられたかつてのあの不幸な時代、戦前、戦中、それをほうふつとさせるものを感じるんです。その愛国心という言葉から。

道徳の教科化は、今国会で審議入りしている戦争法案と決して無関係ではありません。小中学校の卒業式、入学式で垣間見た、あの一途さ、率直さ、あのパワー、あの無限の可能性、あれがかつての戦前、戦中のような方向に、教育によって誘導されることがないように私は望みます。かつて愛国心という概念のもとで引き起こされた、あの戦争を繰り返してはなりません。戦争が起これば、大人も子供ももちろん犠牲になります。

私、この間、一般質問のことで教育長のところへお伺いしましたときに、戦争は教室から始まるなんて言ったら、みんな戦前の先生は怒るとおっしゃいましたけれども、そのとき、それは先生だって犠牲者だったんです。教え子が戦場へと巣立っていくのなんて本当に悲しいでしょう。そんな思いをしてきた先生方もそれは犠牲者なんです。だから、戦争が始まってしまえば、ほとんどの国民が犠牲者になってしまうと思ってもいいでしょう。

教育というのは国をどのような方向にでも持って行ってしまおう、そういう力があるんです。だから、いい方向にも持っていけますし、かつての日本のように戦争する方向へと誘導されてしまいました。お年寄りが、本当、自分は軍国教育を受けてしまったからとしみじみと悲しそうに語りますから、それだけ聞いても、教育によってどんな思いをしたかということがわかるわけです。

ちょっと言葉が私も余り上手じゃないもので、どこまでわかっていただけたかはわかりま

せんけれども、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（島崎保幸君） 以上で渡邊美枝子君の一般質問が終了いたしました。

会議開会后、1時間10分経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時31分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◇ 鵜野澤一夫君

○議長（島崎保幸君） 9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私の質問、大きく2問でございます。1問ずつ分けて質問いたしますが、よろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） まず、1問目ですが、町の発注は、地元業者最優先についてということで質問いたします。

私は、平成22年12月議会で、町内業者育成の観点から町外業者より町内業者へ発注すべきであると質問しました。

町長のご答弁で、地方自治法財務規則により80万円以上の物品調達が入札、それ以下は町内業者育成の観点から町内で調達している。建設工事等の入札方法については、このときの質問である程度私は納得しましたが、物品について不透明感があるので、今回質問をいたします。

①役場、町立小中学校、保育所等の物品調達で80万円以下の場合の町内業者からの納入方法を伺いたい。

②仕入れ販売がほとんどの町内業者であります。各業種ごとの仕入れ価格、おおよそでいいんですが、町はどの程度把握しているのか伺います。

③町立小中学校の備品購入を各事務長に6掛け以下で購入するようにと教育課で指示したと、ある納入業者が聞いたということですが、物品販売業者は通常7掛けだとか8掛け、金額によって多額の場合は6掛けが大半であります。どのような観点で学校教育課は町内納入

業者を見られているのか、また各学校にどのように指導しているのか、教育課長に伺います。

④町内業者は、町に見積もりを出す場合、仕入れ価格に、納税義務がありますので、当然税金、また生活費を加算して、時には赤字で出す場合もあります。他町村に出すときは税金分は加算しません。そこで教育課長に伺います。安ければ町外どこでもいいのか、考えを伺います。

以上、4点よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、鶴野澤議員の質問にお答えいたします。

①でございますが、物品の調達で町内業者からの納入方法でございますが、町立の小中学校では調達物品の業者を選定する際、町内業者で調達できる業者がいる場合、その業者を含めまして、原則、合わせ見積もりを行いまして、もちろん安価な業者に発注して納入しております。

②でございます。各業種ごとの仕入れ価格を把握しているかでございますが、毎年経常に調達している物品については、ある程度把握しておりますが、それ以外の物品につきましては、各業種ごとの仕入れ価格は把握しておりません。

③です。各学校への指導につきましては、学校の備品購入を各事務長に6掛けで購入するようというような指示を出した事実はございません。

なお、予算額決定に際しまして、当該年度の財政状況によりまして要望額に対する割合を財政サイドと協議しまして、査定額を決定しております。

本年度は、要望額の6割での査定を受けまして、各学校にはこの6割の予算の範囲で、優先順位を決めまして購入していくようにお願いしております。

④の安ければ町外どの業者でもよいのかということにつきましては、町内業者の育成をしていく、これは大変大事なことだと理解しております。一方、自治体のコスト削減、つまり最小の経費で最大の効果を上げるということは、私たち地方自治体の職員に課せられた責務であります。これは町民の皆様からお預かりしている税金の使途につきまして厳格に運用するものだと考えております。今までもできる限りのところは町内業者を優先ということも行われてきたと思いますし、これからもそういう方向で、できるところは町内業者育成のための機会を考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番。

ただいまの答弁の中で、3点目のところですが、各学校の指導につきましては、学校の備品購入を各事務長に6掛けで購入するように指示した事実はございませんという答弁がありました。実際に、ある業者は学校の事務長より、購入台帳に6掛け以下で購入と書かれている、その台帳を業者に見せたそうです。今答弁の中でそういうふうには指示した事実はございませんということですが、確認いたします。6割と6掛けでは意味が全然違います。その辺は教育課長は認識されると思います。再度、確認の意味で伺います。

○議長（島崎保幸君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） 6掛けという言葉は私も知ってはいたんですけども、順番といたしましては、学校から予算要望が来まして、財政サイドと折衝しまして、先ほども申し述べたとおり6割の査定を受けました。その6割の査定を受けまして、学校側と今度は内示、決定額を知らせます。その折衝の中で、その辺で6割、6掛けということが、余り言葉のあれで相手に間違ったように伝わってしまったということは、私はその辺はおわび申し上げなければいけないと思います。今後はその辺の誤解のないように、しっかりとその辺はやっていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 今課長がおっしゃったんで、実際、その業者の方は金額的に5,000円前後の品物です。それを納品に行ったときに、6掛け以下でお願いしますというふうに事務長さんに言われたそうです。その台帳を、見せてくれたということですので、一応学校教育課のほうで各学校に指導をしていただきたいと、よろしく願いいたします。

問いの1番と4について、ちょっと関連があるので、これは再質問ではございません。物品販売の町内業者は、町外業者と比較すると町内業者は弱者です。説明がなくてもわかると思いますが、町内のある業種の業者は、町の対応に対して諦めていると言っている業者もいます。ただ、教育課長は、町民の皆様からお預かりしている税金の用途につきましては厳格に運用することだと、ただいまの答弁で申しました。町外業者との見積もり合わせは、町外業者のほうで圧倒的に有利です。先ほど申した、諦めているという町内業者は、私にこう言いました。「血も涙もない町役場の対応なら差し押さえでも何でもやれ」ということをおっしゃいました。ただ、これは正直言って、町長以下の町の職員に批判的な言葉だと思います。

こういうことは、批判は余り好ましくないんで、その方にも私注意はしたんですが、そういうふうになんかちょっと開き直った形の言動が出ましたんで、一応そういうことではないということをおっしゃいました。

私は、物品販売の町内業者、町内の建設土木業者も含めて、町内業者を最優先に、育成の観点から町の発注は町内業者育成を最優先にご配慮をお願いしたいと、このことを要望して、この質問は終わります。

次の質問に入らせてもらってよいですか。

○議長（島崎保幸君） 続けてどうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） 次に、2問目ですが、地方創生について質問します。

町は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の5カ年計画を早急に作成することを国から求められています。3月議会で町より地方創生の概要が説明されました。国は地方創生により地方の活性化につなげ、各自治体の後押しをするとしています。次の点について町長の考えを伺います。

①一宮町まち・ひと・しごと創生プロジェクトチームを2月27日に設置しましたが、今後の取り組みを具体的に説明をお願いしたいと思います。また、メンバーの名前を公表ができるのであれば求めます。

②町だけでなく、各種団体の考え、要望を求める考えはあるのか伺います。

③NPO法人一宮町体育協会で、前にありました町のキャンプ場跡地を、自然を生かして有効活用できないかと検討しています。町の活性化につながると思うが、考えを伺います。

以上です。お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） まず、地方創生についてでございますけれども、①の「まち・ひと・しごと」についての今後の取り組みと、そしてメンバーの名前の公表でございます。

国は、昨年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」を公布し、施行いたしました。この法律の目的は、今さら言うまでもなく、人口減少の歯どめと東京一極集中の是正でございます。

そのためには、各地域が地域の特性を生かした創業の促進・魅力のある就業の機会をつくり出し、結婚そして出産、育児について希望の持てる社会が形成されるよう環境を整備するということを盛り込み、2060年を目標とした人口ビジョンと5カ年計画を作成することが求

められております。町はこの10月策定を目標としております。

国から平成26年度補正で、一宮町に約5,000万円の交付金に来ており、このうち2060年を目標とした人口ビジョンと5カ年計画の作成の委託を、国の各種委員を務めており、国の事業に精通している株式会社ローカルファースト研究所とまちづくり推進課で協議を進めており、総合戦略策定のため6月1日から5日間にわたりまして各種団体とヒアリングを行い、町の課題と特色などを聞き取り、6月10日には町民20歳から40歳を対象に1,000人を無作為で抽出し、6月22日締め切りで郵送し、一宮町暮らし意識アンケート調査を実施しております。また、7月1日にはホテルシーサイドオーツカで地方創生のセミナーを、内閣府地方創生推進室次長をお招きし、地方で安心して暮らすための戦略と地方創生の道筋を考えております。

以上が、現在までの総合戦略策定の進行状況でございます。

そこで、鶴野澤議員のご質問にお答えいたします。

まず、2月27日に設置いたしました「一宮町まち・ひと・しごと創生プロジェクトチーム」でございますが、リーダーのまちづくり推進課まちづくり推進グループ山口裕之主査のほか、各課39歳以下の若手中堅職員を選出いたしました。まちづくり推進課商工観光グループ中村悠二副主査、総務課財政グループ高橋秀年主査補、福祉健康課保育所計画推進室金澤卓副主査、一宮保育所石野裕子副主査、事業課農業グループ谷合彰子副主査、太田佳美副主査、教育課学校教育グループ大多和豪主事でございます。

このグループの今後の取り組みでございますが、既に先行してきている交付金事業の担当課の担当者として事務を行っていただくということ、またもう一つは総合戦略策定については、各種団体とヒアリングや、一宮町暮らし意識アンケート調査の結果をもとに、それぞれの担当部門について、株式会社ローカルファースト研究所とまちづくり推進課と一緒に検討し、計画案を作成するという重要な仕事を行っていただいております。

その後、総合戦略策定までのスケジュールでございますが、町の諮問機関である有識者会議を経て、議会で意見を聞き、町長を本部長とした町の推進本部で決定ということになっております。

また、2番目の各種団体の考え、要望を求める考えはあるのかというご質問でございますが、18の企業、保養所、不動産業、商業関係、サーフィン関係、若手の農家、子育て関係の方々にはヒアリングをさせていただきました。内容は総合戦略のアイデアをもらうというのではなく、それぞれの企業の最近の傾向と課題について聞き取りをさせていただきました。各

種団体の考え、要望を求めるかということについては、現在は考えておりません。

それから、NPO法人一宮町体育協会で以前の町のキャンプ場の跡地を有効活用できないかということをございますけれども、先般、この話は聞いておりました、とてもいい話だと私は思います。私も実は、これはもう一度あそこでキャンプ場が開けないかと、その後、社会状況も変わってまいりまして、たしかあれは前は、昔県で行ってまして、町が委託を受けて行っていたわけをございますけれども、県のほうの行財政改革の一環で県がそれを閉鎖したという経緯がございます。そのときに県のほうからたしか、もし町がやるのであれば、そのままお貸ししますよという話があったんですけれども、当時町のほうもいろいろ状況がございまして、それをお受けできなかったというふうに聞いております。

この間、ずっと、また社会状況も変わりまして、今ああいった自然の条件を生かした形のキャンプ場というのは恐らく人気があるんじゃないかなと、私は思っております。ですから、町は大賛成で多に協力したいと考えております。早速県にもその話はお願いしたところをございます。

ただ、今現在、進めております地方創生総合戦略は、これはソフト事業中心でございまして、8月までに計画素案を作成しなければならないということを考えますと、この中に盛り込むのはちょっと難しいと思っておりますけれども、いずれにしましても、このキャンプ場につきましてはNPO法人一宮町体育協会と町が検討を重ねて、実現に向けて協力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） この地方創生、5年間のというか、この8月までにソフト事業が中心、これ5年間でそういう内容だと思います。2060年、あと45年後が2060年だと思いますが、この2060年までにはハード事業でもいいんじゃないかなというふうには思うんですが、そういう計画をこの5カ年以内に作成するという解釈で、私はそういう解釈をしています。今回のこの地方創生、「まち・ひと・しごと創生法」は今後、町にとって二度とない計画だと思います。私は町内住民の働く場所、これひと・仕事のほうになるんですが、働く場所、企業の誘致、工業誘致ということを考えるのも一つの手ではないかなと。また、リピーターが来るということで、サーフィンを中心とした観光の開発、海・山・川、これを利用した開発を具体的に検討して、その計画を作成していくことが非常に大事ではないかなと思います。それらのことを私要望いたしまして、この質問を終わりにいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 以上で鶴野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 小 林 正 満 君

○議長（島崎保幸君） 次に、2番、小林正満君の一般質問を行います。

2番、小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

一般質問、私がこれで一番最後となりまして、私議員になってこれが初めての質問でありますので、ひとつよろしく願いいたします。

3点ありますので、1点ずつ質問をさせていただきます。

○議長（島崎保幸君） はい。

○2番（小林正満君） 1番、東日本大震災時の町の対応について。

東日本大震災から4年3カ月たちますが、いまだに避難されている方、被災に遭われた方にお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興復旧を祈念するものであります。

さて、一宮町でも58件の津波被害があり、当時携帯電話もつながらず、大変であったと聞く。消防団幹部が一宮町役場に自主的に来るが、携帯電話が不通で集合連絡ができなく、団員を集めるために防災無線を流してくれと話したところ、前例がないと、防災無線を流してくれなかったと聞く。非常時には利用できるようにされたい。

また、そのとき、対策本部が保健センターの1階であり、防災無線では震災発生後、当日は延べ28回放送を行っている。主な内容は、津波警報・大津波警報・避難指示・生徒保護等大津波警報を流し、高台へ避難放送した。しかし、対策本部が1階では防災配慮不足であったのではないか。

現新庁舎は高所場所に対策本部ができています。有事の際は安全な場所を使用して町民の安全を守っていただきたい。また、私ごとではありますが、消防団30年近く団員で、うち3期6年支団長として消防活動をしていました。町民の安全・安心防災の思いは町長同様にありますので、改善の回答をよろしく願いします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 小林議員のご質問についてお答えいたします。

当日は、さまざまな情報が交錯いたしまして、災害対策本部が消防団集合の放送の要請を受けたような記録は確認できませんでしたが、震災後の平成23年4月15日に22年度の区長さん、それから南消防署の署長さん、第4支団本部の三役の方、そしてアマチュア無線クラブの会長さんに集まっていただきまして、東日本大震災の反省会を開催いたしました。

その中で、副支団長から、携帯電話も使えなかった中で防災行政無線を活用して集合の呼びかけをしてほしかった、また、緊急時には避難の呼びかけを連呼し、住民に対し緊迫感を持たせたほうがよかったのではないかといった意見をいただきました。当時は防災行政無線のみが最大の周知方法であり、非常事態、人命等に係る重要な件であったにもかかわらず、集合の放送をしなかったことについては、町としても深く反省をし、改善に向けた重要な意見だと認識いたしました。また、現在では、消防団向けのメール配信システム、そして広域消防で無線機等が整備され、通信手段は大分改善されておりますが、反省会で出されました意見を参考にしまして、町の訓練でも緊迫感のある放送を実施しており、今後も改善を図ってまいりたいと考えております。

また、災害対策本部についてでございますが、当時は旧庁舎の2階の議員控室が災害対策本部で、それが使用不能な場合には保健センターとなっております。また、保健センターを避難場所としておりましたので、1階に設置したものでございました。この件につきましても反省点の中で指摘がございました。大津波警報が発表されている中で、1階の設置は確かにご質問にありますとおり、町の配慮不足として深く反省をいたしました。現在は庁舎の3階が災害対策本部となっております、昨年度第4支団のデジタル簡易無線機も確実に通信できるよう災害対策本部に親局を整備いたしました。今後も必要な改善を図ってまいりますので、よろしくご指導お願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番。

2問目に移ります。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○2番（小林正満君） 2、安心安全・防災意識・認識の欠如。

長生郡市広域市町村圏組合の予算の中で、非常備消防施設事業予算が今年度ゼロについて、この予算は消火栓・消防機庫・防火水槽・消防車両など、安心、安全、生命と直結するものとする。

一宮町では安心、安全、防災が優先で消火栓は町全域に全て設置されたのか。消防機庫は全部の機庫が新しくなったのか。飲料水型防火水槽は設置できないのか。睦沢町では2カ所ある。消防団関係備品は足りているのか。他町村では8,000万近い予算が計上され、一宮町はゼロでよいか。一宮町予算ゼロになった理由等の説明を町長に求める。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、小林議員の2点目の安心安全・防災意識・認識の欠如についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、広域市町村圏組合予算のうち、非常備消防団の報酬、退職金、活動服などの経費を7市町村が人口、世帯数、団員数の割合に応じて毎年負担をしている経常的な経費と、町内の消防機庫や消防車両、消火栓といった4支団が必要とする施設整備にかかる費用を町が負担する臨時的経費がございますが、27年度には経常的な経費を1,398万9,000円負担しているところであります。

ご質問の内容は、施設整備等の臨時的経費に当たりますが、まず消火栓等の設置についてでございますが、現在、町では消火栓が260カ所、防火水槽は53カ所設置されております。消火栓を設置するには水道管の口径が75ミリ以上が必要であり、設置できない場所には防火水槽を設置するなどして整備を図っております。

消防機庫につきましては、平成9年に船頭給区、新地区、海岸区の管轄の3分団3部の消防機庫を新築して以降、実績はございません。機庫につきましては、毎年修繕の要望書を各部から提出いただき、必要に応じて修繕を実施しております。現在、一番古い機庫は昭和52年に建設され、38年が経過しておりますので、修繕では対応できない場合や老朽化等で団の運営等に支障を来すような場合であれば、建てかえについて地区や地元消防団、支団本部などと協議していきたいと思っております。

飲料水型防火水槽の設置は現在ございませんが、災害が発生した場合はライフラインの寸断も考えられますので、有事に備え飲料水を確保することは重要なことだと考えます。

現在、役場庁舎においても新庁舎建設に合わせ、地下に雨水を貯留できる貯水槽設置をしました。あわせて、緊急浄化装置を備えてありますので、災害時には安全な飲用水に生成することができ、緊急時の備えとして整備してございます。

飲料水型防火水槽設置には多額の費用と維持管理費が必要となります。新規の防火水槽設置や改修の要望等が出された際には、飲料水型防火水槽設置もあわせて十分検討してまいり

たいと思います。

消防団備品につきましては、前年度に夏用活動服が貸与され、今年度は冬用活動服が貸与されます。来年度には夜間活動用器具として、各部へ投光器、発電機、三脚、燃料携行缶が支給される予定で、備品につきましては整備が図られている状況です。

消防団整備事業で、他町村では8,000万近い予算が計上されているとのことについてでございますが、こちらについて確認をしましたところ、消防車両の更新を定期的に行っておらず、購入から20年以上経過した車両が7台あるとのことでありました。これらの車両についての整備を、東日本大震災後、制度化された緊急防災・減災事業債という、ほかの事業債と比較して財源的に有利な地方債が平成28年度まで活用できるということから、この地方債の活用を考え、消防車両7台分の更新による事業費等を一括計上したため、約7,400万円という大きな予算となったものと思われまます。

最後に、27年度の当町における消防施設整備事業がゼロになった理由でございますが、当町では、消防車両の更新を15年周期で定期的に行っており、27年度に宮原地区の2分団4部の車両が15年を経過したため、昨年度の次期3カ年計画に計上し、整備を行う予定でした。しかし、車両自体の走行距離も少なく、ポンプも修理等で対応可能なため、また、他町村もおおむね20年程度で車両の更新をしているという消防本部からの意見もあったことから、これまで15年程度で車両の更新を実施していたものを、20年程度まで更新期間を延長することにいたしました。そのため、今年度予定した車両の更新がなくなり、27年度は事業費ゼロとなった次第です。

なお、来年度以降は消火栓設置等の予定でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 小林正満君。

○2番（小林正満君） 峰島総務課長さん、ご苦労さまでした。私、一般質問の通告書の中で、答弁者に町長とお願いしてありますけれども。

また、来年度以降、消火栓の設置予定とのことですが、消火栓の要望をしているわけではありません。消火栓1基当たり120万。1回目の質問にはありましたが、飲料水型防火水槽、茂原には11基あります。1基当たり3,000万ぐらいですね。毎年設置していたと聞いております。

そこで、町長、消防事業費ゼロ、本当にこれでよかったんですか、町長お答えください。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 先ほどお話、あの内容、課長から話があったと思いますけれども、うちの場合は計画的に整備してまいってございます。ですから、私の認識として特に消防関係の予算を抑えたという意識は持っておりません。別に消防の関係で持ってきた要望については、逐次実施してきたというふうに考えております。先ほど言いましたように、先ほど他町村の8,000万近い予算が計上されているという事例がございましたけれども、これはたまたまその町村が計画的に行っていなかったために、今回のそういった特別の東日本大震災を利用してつけたということございまして、私はむしろ計画的に進めたほうがいいんじゃないかと思っています。ですから、消防団のほうの関係から具体的な要望が出てきた場合、そしてそれが全体的に必要なと、要するにほかの町村と比べて特に一宮がおくれているというような状況であれば、それは整備しなきゃならないと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 小林正満君。

○2番（小林正満君） ありがとうございます。

質問3つ目に移ります。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○2番（小林正満君） 一宮こども園移転について。

一宮町田町地先の保育所が老朽化、また安全のために現在の場所より西部地区の高台へ移転を考えているようだが、平成27年6月2日の議会議員説明会のときに、私が一宮町保育所整備年次計画の中で、原保育所は、10年後の37年ごろの予定では、大規模改修、または統合と計画をしていた。統合と考えた場合、どことするのかとの問いに、町長は移転先の一宮こども園と統合と話をしていましたが、西部地区すなわち今現在の南消防署付近に移転した場合、原保育所に通園している子供たちはそこまで通園すると考えます。お母さんや家族たちの朝夕の送迎、市街地、東部地区、新浜地区、北部地区など、大変でしょう。余りにも距離があり交通面が弱く、悪く、大変だと思われま。

交通面ではどのように考えていますかの問いに、町長は考えていませんとのことだが、交通面、今後どのように解消するか、計画を立て、責任ある態度で提案されたい。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 今のご質問にお答えいたします。

まず、こども園の移転でございますけれども、確かに原保育所につきましては、基本計画

の中で平成35年度に整備計画の検討を開始するという形になっております。これは具体的にどういふことかといいますと、現在からその時点、35年の時点での児童数、それから出生数、それから将来人口推計といった、そういった検討とか、それからそのときの原保育所の施設の老朽化、そういった度合いなども考慮いたしまして、大規模改修を行っていくのか、要するに大規模改修を行うということは、原保育所でもう一度大規模改修をして、そこで保育所として運営をしていくのか、それとも他のこども園と統合するのかという形になるわけでございますけれども、私は、これは保育所の関係者からもお話聞いておりますけれども、やはり地域の身近にある保育所というのが一番望ましいと考えております。

ですから、基本的には現在の原保育所で魅力的な保育サービスを提供いたしまして、地域から愛されて、児童数もふやして、そこで原保育所はやはりきちっとやっていくということが、一番私は第一に考えているわけでございます。これは、十分私は可能性としては考えられると。先ほどちょっとお話し申し上げましたけれども、この10年間にゼロ歳から5歳までの子供は14%ふえております。そして、さらに保育所の入所している子供の数は30%以上ふえております。ですから、今のこの一宮町の魅力をもっともっとアピールして、もっともっと子供さんを持っている若い方が一宮町に移り住んでくるような、そういった状況をつくっていけば、原保育所は存続できると、また、その存続をさせることを、私はやはり目指すべきだと考えております。

ただ、もし、万一、不幸にも非常に児童数が急激に減少してしまつて、原保育所も例えば10人、20人という形になってしまえば、そうなつたときには統合ということも当然考えなくちゃいけない。その場合には、統合先として何があるのかというと、当然これは今新しくでき上がります新一宮保育所は統合先としてなるでしょうということでお話し申し上げたことで、ですから、私としては基本的にはここに統合することを前提として考えているわけではございません。あくまでも原保育所をきちっと残していくということが大前提でございます。

それから、この話とはまた別に、ご指摘のとおり、保育所問題だけではなくて、城下町としての歴史を持つ特有の町の曲がりくねつた道が中に広がつておりまして、特に東部地区から西部地区へのアクセスがよいとは決して言えない状況でございます。要するに道路問題、かなり大きな問題をこの町は抱えております。

そういうことですから、現在工事が行われております県道南総一宮線が国道まで開通すれば、アクセスの問題は大変解決すると思われまふけれども、これもなかなかですね、先週県の土木事務所の所長さん見えましたけれども、用地買収で地権者の協力を得られないという

ことで、なかなかその開通のめどが難しい状況でございます。

町としましては、保育所へのアクセス向上だけではなくて、町全体の都市計画道路の見直しとか、それから大災害のときの避難道路ですね、そういった観点から、やはり町全体の道路網のあり方について考えていかなくちゃいけないということで、これはこの議会終了後、こういった道路についてのプロジェクトチームを立ち上げまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番。

6月2日の、交通面は考えていませんという言葉から、短期間で前向きな回答をありがとうございました。県道南総一宮線工事が行われているとか、めどが立っていないとか、私には中断、とまっているように思います。町民にとっては重要道路と位置づけされますので、早期開通をお願いいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで10分程度の休憩といたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第8、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案つづりの1ページをごらんいただきたいと思います。

承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明いたします。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、条文の説明をいたします。

1ページ下から5行目、第23条第2項から2ページ上から14行目、第50条第3項までにつきましては、町民税のうち主に法人町民税に関するものでございます。均等割の税率区分の基準である資本金等の額から業績悪化等による一定の欠損金を減算できることになったものでございます。

同じく2ページ15行目、第51条第2項中、「納期限前7日」を「納期限」に改め、という改正がありますように、次の3ページの中段の附則第4条第1項までにつきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税の減免申請書の提出期限を遅くするための改正となっております。

次の行です。附則第7条の3の2第1項につきましては、住宅ローン減税、対象期間の延長に関するものでございます。

その下、附則第9条から次の4ページの中段、第9条の2までにつきましては、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税をしやすくするためのワンストップ特例に関するものでございます。

4ページ一番下の行です。附則第11条から5ページ上から11行目までにつきましては、土地の固定資産税の負担調整について現行の仕組みを3年間延長するものでございます。

その下、附則第16条から6ページ上から14行目までにつきましては、平成27年度中に取得した軽自動車の一定の燃費性能に応じたグリーン化税を定めたものでございます。

その下、第2条、一宮町税条例等の一部を改正する条例から次の7ページ上から11行目までにつきましては、昨年条例改正を行ったもののうち、軽自動車の原動機付自転車や二輪車に対する税率の引き下げ、それと四輪の重課の適用を1年間先延ばしにするというものでございます。

7ページ中段ですが、附則、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

下から4行目、第2条から9ページ中段、第4条までにつきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税の経過措置について定めたものでございます。

また、町たばこ税につきましては、現在定価格で販売されている紙巻たばこの税率が、今後4年間にわたり毎年引き上げられ、平成31年4月からはたばこ税の税率が一つになるとい

うものでございます。

9ページ第5条につきましては15ページまでと長くなっておりますが、たばこ税の増税の関係で、平成31年4月1日まで毎年増税となり、その経過において手持品課税をしますという規定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第8、承認第1号 一宮町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案つづりの16ページをごらんいただきたいと思います。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて、ご説明いたします。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

国の制度見直しに伴う改正でございます。

1点目としまして、課税限度額の引き上げでございます。第2条及び第21条第1項に関するものです。国保加入者の所得水準が伸びない中、高齢化などで増加する医療費に対応するため、課税限度額を引き上げ、高所得者の負担を多くして、中間所得者層の負担を緩和するものでございます。基礎課税分51万円から52万円、後期高齢者支援金分が16万円から17万円、介護納付金分が14万円から16万円ということで、合計81万円から85万円となるものでございます。

2点目としまして、低所得者に対する軽減措置の拡充でございます。国保税の低所得者に対する軽減措置は所得に応じて均等割及び世帯平等割を7割、5割、2割軽減する仕組みとなっております。また、その財源は保険基盤安定制度による公費で賄われております。今回の拡充は5割軽減、2割軽減について行われるものでございます。下から3行目、同条第2号中「24万5,000円」を「26万円」に、同条第3号中「45万円」を「47万円」に、というのは、軽減判定を行う上で世帯内の被保険者数に乗ずる金額が引き上げになるというものでございます。

16ページ一番下の行、第24条につきましては、先ほど町税の改正のほうでありましたとおり、減免申請書の提出期限を遅くするための改正となっております。

なお、改正後の規定は平成27年分の国民健康保険税から適用となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについては、反対の立場から討論をいたします。

本承認案は、国の法改定に伴うものでありますけれども、内容的には国保の基礎課税額の引き上げ1万円、後期高齢者支援金の上限額1万円のアップ、介護納付金限度額のアップ2万円で、合わせて上限額4万円のアップであり、所得が一定伸びても上限額が上がり、増税

に道を開くものであると考えます。

平成27年度、町は国への要望として国保の医療給付費の国の負担金の拡充を求めておりますけれども、国の上限額アップの押しつけは町の要望と逆行したものであり、認められないということで強く反対をいたします。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の立場から討論いたします。

先ほど、条例の一部改正について説明がありましたように、国保加入者の所得水準が伸びない中、被保険者の高齢化率の増大と、それに伴う医療費の増加は、我が町に限らず避けられない現象として国保財政を厳しいものにしていきます。この状況の中、低所得者に対する軽減措置を拡充し、さらに中間所得層の負担をこれ以上ふやさないためにも、国民健康保険に対する財政支援の拡充措置とあわせ、相当の高所得者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっております限度額の上限を改めることはやむを得ないことであります。

このような現状を踏まえ、高所得者に負担増で協力を求め、低所得者に配慮された本案は、国民保険制度を維持し、被保険者の健康を守ることに配慮した改正であり、よって本案に私は賛成いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第9、承認第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は承認することに決しました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（島崎保幸君） 日程第10、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの18ページをお開きください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申し上げます。

平成26年度一宮町一般会計補正予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

19ページをお願いいたします。

平成26年度一宮町繰越明許費繰越計算書についてでございますが、2款総務費1項総務管理費のうち、一番上になりますが、社会保障・税番号制度関連整備事業の翌年度繰越額は476万3,000円です。平成26年度に電算システムのうち住民記録システムの改修、例規集の改修などを行いました。電算システム改修のうち障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、国民年金システム改修などの委託を繰り越したものでございます。

次に、プレミアム付商品券事業の翌年度の繰越額1,878万6,000円から農産物加工品開発・販路開拓事業の繰越額432万円までは地方創生の事業が完了に至らなかったため、繰り越しをしたものです。

次に、9款教育費5項保健体育費の振武館天井落下対策等改修事業の翌年度繰越額は1,998万3,000円とG S Sセンター屋根防水対策等改修事業の1,019万8,000円は、技術者の確保ができないため入札が不調となり、技術者の確保のできる時期を考慮し、ことし7月末を工事期限とし、繰り越しをしたものでございます。

翌年度繰越額は8,508万7,000円でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第11、議案第1号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの20ページをお開きください。

議案第1号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の全部を改正する条例について。

一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の全部を改正する条例を次のように定めるものです。

内容といたしましては、重度心身障害者への医療費の助成は、昭和48年より実施してまいりましたが、今回の全部改正は、平成27年8月1日から千葉県の重度心身障害者医療給付改善事業が償還払いから現物給付方式に変わることにより、県内市町村が改正するものです。

また、今回の改正では、現行の子ども医療費助成制度や他県での現物給付を比較検討した中で、無償でありました自己負担額については、制度対象者外の方との公平性の観点から、低所得者を除き通院1回、入院1日につき300円となります。

なお、助成対象者となる受給権者については国の高齢者医療制度と整合を図る観点、また他県の制度も参考にしながら、継続的な公的助成を維持していく上で、今回65歳以上で新規に重度障害になる方を対象外としました。65歳以上で重度障害になる方は、加齢に伴う疾病等が原因で重度障害になることが多いこと、また、国の後期高齢者医療制度は加齢に伴う高齢者の医療を国民全体で支えるものでありますので、後期高齢者医療制度の対象となる方は障害福祉施策ではなく、後期高齢者医療制度で対応してもらいたいとの考えに基づいたものでございます。

本条例の改正によりまして、対象者、約180名に対して、7月中旬に受給券を発送しますので、8月以降の県内医療機関で受診の際に提示すれば医療費助成が受けられる予定でございます。

23ページ中ほどの附則をごらんください。

附則といたしまして、この条例は27年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、4月1日から適用するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第1号 一宮町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第12、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） お手元の議案資料25ページをお願いいたします。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

町は、今年度から地方創生事業に取り組むに当たりまして諮問機関を設置しますが、その報酬額3,500円を規定するものでございます。

よろしくご審議をお願いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第13、議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの26ページをお開きください。

議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について、ご説明を申し上げます。

27ページをお願いいたします。

平成27年度一宮町の一般会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,202万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,102万円とするものでございます。

34ページ、35ページをお開きください。

初めに、歳出からご説明をいたします。

34ページの2款総務費から39ページの12款諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

初めに、35ページをお開きください。

上から3番目になりますが、交通安全対策事業の660万円は、シーサイドオーツカ海側の町道と元川鉄保養所前の町道の迷惑駐車対策としてラバーポールの設置を行うもので、総延長およそ2キロメートルです。年度当初から警察から指導があったことから、今回補正し、対策を講じるものでございます。

その下のまちづくり推進事業の65万1,000円のうち、工事請負費の54万円は、一宮海岸広

場の整備に多大な寄附をいただきました大塚商会名誉会長大塚実氏の功績をたたえ、感謝の気持ちを伝える石碑を広場のオープンに合わせ設置するものでございます。

その下の地域再生戦略交付金事業の1,000万3,000円のうち、地域再生計画委託料の945万円は、サーファーや都市への通勤者などへの意識調査、JR上総一ノ宮駅東口の計画立案など専門知識を有するコンサルティング業者へ委託するものでございます。

集会所等改修費補助事業の107万3,000円は、新地区集会所の外壁並びに屋根塗装工事と矢畑区集会所の外壁ひさしのトタン張りかえ工事の事業のそれぞれ2分の1を補助するものでございます。

次に、コミュニティ助成事業の240万円は、東浪見の原区より地域の活性化などを図るため、申請のありましたお祭りの笛、太鼓、はんでん等の購入に伴う助成事業で、これは財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業で100%補助となっております。

その下の個人番号カード交付事業の430万1,000円は、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金で、交付金は100%国庫補助金でございます。

一番下になりますが、自立支援医療給付事業の232万9,000円は、出生時に先天性の心臓機能障害を持つ児童に対する手術費用、入院治療費の2月、3月分の支払いが6月に発生したため補正するものでございます。

37ページをお願いいたします。

一番上の少子化対策事業の900万円は、子育て情報の提供手段としてスマートフォンで情報が入手できるアプリケーションを作成するための委託料です。この事業は、国の少子化対策強化交付金を活用して実施するもので、予算化することが申請の条件で、今後国による採択の可否が決定されますので、確定事業ではございませんが、今回の補正に計上させていただきました。

その下のゴミ対策事業の207万9,000円は、職員の退職に伴い、4月20日から来年3月末日まで臨時職員の雇用に伴う賃金と社会保険料でございます。

農業振興事業の280万4,000円は、平成27年度千葉県経営体育成支援事業で融資を活用して農業用機械等を導入し、経営改善、発展に取り組む場合に支援するもので、今回新地区の農業者がコンバインの5条刈1台を購入するもので、県との事前協議は終了し、7月に導入予定のため補正をするものでございます。

次に、下から3つ目になりますが、道路愛護事業の498万2,000円は、役場前の県道一宮停車場線の植樹帯の既存の植物を全て撤去し、新たにガザニアを植え、観光客等に美しい一宮

町をアピールしたく、植樹帯の整備工事を行うため補正をするものでございます。

一宮小学校管理運営事業の129万6,000円は、平成19年度に一宮小学校グラウンドののり面のモルタル吹付をしましたが、吹付の一部において浸透した水が凍結融解を繰り返し、表面が剥がれたため、特殊なモルタルで補修を行うものでございます。

一番下の一宮小学校給食事業の207万9,000円は、4月の人事異動により正職員の調理員が保育所へ異動となり、パート職員の1名の増員等により、賃金、社会保険料を補正するものでございます。

39ページをお願いいたします。

学校管理運営事業の198万8,000円は、中学校の教育用パソコン賃借料不足分を計上するものでございます。

32ページ、33ページをお開きください。

歳入につきましてご説明をいたします。

歳入の14款の国庫支出金から20款の諸収入につきましては、33ページの説明欄等により説明をさせていただきます。

33ページの一番上になりますが、社会福祉費負担金の116万4,000円の身体障害者育成医療給付費負担金は、先天性の心臓機能障害を持った赤ちゃんの手術費用及び入院治療費の国からの負担金です。

次に、総務管理費補助金の1,000万の地域再生戦略交付金は、地域再生法に基づく計画書作成に対する交付金で、この交付金を活用し、サーフィンや都市部への通勤者など若者の移住者を核とした地域再生計画の策定を行うものでございます。

その下の戸籍住民基本台帳費補助金の430万1,000円の通知カード・個人番号カード関連事務費補助金は、個人番号のカードの作成、製造、発送、管理等の事業に関する国からの補助金です。

社会福祉費負担金の58万2,000円の身体障害者育成医療給付費負担金は、先天性の心臓機能障害を持った赤ちゃんの手術費及び入院治療費の県からの負担金です。

次に、児童福祉費補助金の900万の地域少子化対策強化補助金は、子育て情報の提供手段としてスマートフォンで情報が入手できるアプリケーションを作成するための委託料です。

農業費補助金の280万4,000円は、これは農業者の融資を活用してコンバイン5条刈1台を購入するための県からの補助金です。

大塚実海と緑の基金繰入金498万2,000円は、町道愛護事業の県道一宮停車場線植栽帯整

備工事を基金により行うため、一般会計に繰り入れするものです。

繰越金の1,654万1,000円は、前年度繰越金です。

雑入の264万6,000円のうち、コミュニティ助成事業補助金の240万円は、東浪見の原地区のお祭りに使用する笛、太鼓、はんでん等で、県からの100%補助、行財政情報サービス利用補助金の24万6,000円は、県町村会からの100%補助です。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

35ページの交通安全対策事業、交通安全施設整備事業、シーサイドオーツカ脇の道路の九十九里一宮大原自転車道に沿った道路にラバーポールを設置する工事ということですが、これについて、工事自体はこれまで迷惑駐車が非常に多くて、いいことだと思うんですけども、町長の先ほどの行政報告の中に、長年の懸案事項であったというふうにおっしゃってありました。長年の懸案事項であれば、むしろ当初予算にきちんと組み込むべきであったと思うんですが、補正で出てくるというのは非常に不思議なことだと思います。当初予算に組み入れなかったのはなぜかということ。

それから、長年の懸案であれば、一般財源から支出するべきだと思うんですが、一般財源から出さない理由、あえて大塚実海と緑の基金から支出するというのはどういう理由によるものでしょうか。わかりやすくご説明ください。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） ただいまの藤乗議員のご質問についてお答えいたします。

補正予算で計上ということでございますけれども、長年懸案事項であったことについて、今までは警察のほうへ駐車禁止のお願いをずっとしてまいりました。やはり法律で規制していただくのが一番有効かという考えで、これを長年法律で規制していただきたいということで要望してきたんですけども、あの現状の道幅ではなかなか難しいと回答が毎年なされてきた。そこで、さらに、継続的に迷惑駐車がふえてきたわけですが、プラス昔の川鉄寮、川鉄の保養所がございました、その東側の道路についてもどんどん迷惑駐車がふえてきた。ここについてはかなり生活する人たちが多くいるため、3月末から4月にかけて警察のほう

から連絡があり、駐車禁止のお願いばかりしているのではなく、何とか町で迷惑駐車対策をやりなさいと、道路管理者があなたたちでしょうというお話があったため、本来、おっしゃるとおり、計画的にやって当初予算ですべきところでございますけれども、一応警察の指導の中で、今回急遽、こういうラバーコーンを補正予算で計上して、できれば夏のシーズン前に対応していきたいというふうに考えて計上したものです。

また、この事業につきましては、一般財源から支出するものでございますので、大塚実海と緑の基金のほうは使用いたしませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） ほかに質問ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 37ページ、道路愛護事業について質問させてください。

一宮停車場線に植栽をするということでお聞きしております。今の藤乗議員の質問の中でありましたが、町道の管理は町がやる、それだからポールを設置する。この県道について管理者は千葉県であって、町が管理者ではありません。それに基づいて何点かお聞きをいたします。

町の3カ年計画、ことしの計画もそうですが、道路に植栽をするような記載はありません。つまり計画がありません。3月議会でも予算の審議はもちろんですが、議論のテーブルにも乗っていません。この3カ月で急遽これが出てきたわけですが、補正をしてまでこれを実行する緊急性、重要性を説明を求めます。

あわせて、県との協議も重ねたという話を聞いていますが、どの程度の協議を重ねたのか。あわせて千葉県には県の外郭団体の千葉県緑化推進協議会があります。これは公共施設に植栽や植樹をする。また苗木などの提供を行っております。ここの協議がどうなっているのかをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、この道路の管理者は千葉県でございます。町といたしましても、本来千葉県でやっていただけるのが一番当たり前の話であり、それが一番ふさわしいというふうには重々認識しているところではございますけれども、皆様もご承知のとおり、今までは植栽ではなく、幾つかの木が植わっていますが、それは植えっ放しで余り手入れもされていない。草刈りについては、昨年については、町のほうがトライアスロンをやるという形で、

年2回の草刈りというふうにふやしていただきましたけれども、原則は年1回という形で、現状の景観等についても一切県のほうは無視した形で草刈りの状況を進めているという状況の中で、町といたしましては、本来この整備については町民提案事業を今年度、27年度やろうという形で募集をしてきたところでありまして、結果的には応募が一通もなかったという形のことで、急遽内容の変更という形になりますけれども、やはりことしも海水浴シーズンだとか花火大会もありますし、ことしもトライアスロンが行われるという形でございますので、やはりこういう事業はイベントの後ではなく、イベント前にやるほうがやっぱり効果的であるというふう考えた中で、補正予算として急遽計上させていただいたものです。

また、事業費の中について、植栽の整備工事とありますけれども、これ実際は中の土の入れかえだけでございますので、県道自体の構造等をいじるものでは一切ございません。必要最小限のお金で最大の効果を得たいという形で、今回計上させていただいているものでございます。

また、千葉県との協議でございますけれども、これは通常の協議の中と同じように、草が生い茂っている、苦情が来ているよという形で、毎回毎回それこそ道路担当、調整担当といろいろ話をしてくれている中で、なかなか県の予算もないという形で進んでおりますので、町としては動かざるを得ない状況になったというふうにお考えいただければと思います。

また、先ほど、団体のお話についてはちょっと協議をしておりませんので、もしその辺のお話が伺えればまた伺いたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかにありませんか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は、花壇に花を植えちゃいけないということを言っているわけじゃなくて、町の予算の執行のあり方について伺っております。例えばこの秋にトライアスロンがある。それで海岸に通じる道路の、例えば横断歩道の色が落ちている、見た目が悪い、誰が見てもよくない、そういう判断があったときに、公安委員会、警察の所管するものも必要があれば町がやる、それと同じような考えが今町の執行部にはあるように見受けられますが、それについてはどうですか。同じふうには執行されますか。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） ただいまのご指摘の点でございますけれども、今回の事業の内容について予算の説明があったとおり、この費用については大塚実海と緑の基金を使用すると

いう形で、大塚実海と緑の基金の内容に沿った形の基金を使う形で執行いたします。したがって、これを町の一般財源で今のように横断歩道をやる考え方でやるのかといいますと、やはり財政的に厳しい一宮町の中では、一般財源からここまでやるというような考えは持っておりません。

○議長（島崎保幸君） ほかに。

小林正満君。

○2番（小林正満君） 先ほど、早目に手を挙げたつもりだったんですけども、戻りますけれども、ラバーポール、ポストコーンですか、その話なんですけれども、先般説明のときに、10メートルピッチと、総延長2,000メートルぐらいの話をされていましたが、御宿でやはり迷惑駐車等という話をちょっと聞いたことあるんですが、やはり10メートルですとその間に車をとめられるというような話を聞きました。どうせやるのであれば、2,000メートル全線でなくても、半分ぐらいにして5メートルピッチにというほうがよろしいのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 今の小林議員のご説明ですけれども、うちのほうも十分その点については考えました。しかしながら、波の状況、サーフィンのポイントによって迷惑駐車が固まる場所が日々変わっていくというような状況の中では、やはり一度全体的にやって、皆様にある程度町としてはこういう迷惑駐車があって困っているんだというのを伝える意味もありますので、一遍にまず10メートル間隔でやっていきます。その中で、今おっしゃったように間にとめていかれるような状況が多々見られるとは思いますが、もしそういう状況の中で皆様のお許しの中で、当初予算で来年度以降5メートルピッチ何なりの間隔で、ひどいところについては重点的にまた継続事業として整備させていただければと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 小林正満君。

○2番（小林正満君） くどいようなんですけれども、10メートルピッチで車やりますと、車は5メートル幅ですから、中に十分置けますので、迷惑駐車の解消にはならないと思います。何でそれが10メートルピッチなのか私よくわかりませんが、どうせやるのであれば5メートル、3メートルとは言いませんけれども、5メートルのほうが良いと思います。

○議長（島崎保幸君） 答弁要りますか。

○2番（小林正満君） 要ります。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 重なるような答弁で大変申しわけありませんが、まずは啓発の意味等ございますので、こういう事業で町は迷惑駐車対策をやっているんだというアピールの部分がまずあるのかというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島崎保幸君） 小林正満君。

○2番（小林正満君） アピールだけであれば看板だけでもいいんじゃないですか。せっかくそういうふうにとめないようにするんであるから、ピッチは細かいほうがいいと思ひます。以上です。

○議長（島崎保幸君） では、ほかにありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

先ほど、鵜野澤一夫君が質問された内容と同じなんですが、37ページの道路愛護事業、予算的に498万2,000円ということで、一つだけ伺いたいことがあります。

私も、一宮川の宮原教育会という会の私会長を今やっております。当初、河川の拡幅が始まったときの私会長でした。今現在、中洲という形で未契約者分として今残っています。景観もそうですが、いろいろな面で、いろいろな災害等で非常に危険を要するものです。これは平成11年からやっていることで、実質その事業が始まったのは平成12年です。それを今までもう15年たっているわけです。途中で、未契約者の分を川の中にとということで、残すということで要望してきました。それとこれがどういう関係あるのかといいますと、県との折衝を我々もうそれを含めて15年やってきて、やっと平成30年に強制収用という形で結論は出しました。

この、今の停車場線のところにガザニアという花を植えるということに関してですね、私客観的に見て、別に今のままでもいいんじゃないかなと、何で今、緊急性で今やんなくちゃいけないのかなという気がしているんです。来年でも再来年でも5年先でもいいような気がします。何で今、3月予算立てて、2カ月半たったところで、今何で補正して、町で大塚実海と緑の基金を使用してやらなくちゃいけない理由は何でしょうか、伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） 今の鵜野澤議員のご質問に対してお答えいたします。

緊急性等云々につきましては、先ほどの答弁と重なる部分があるかと思えますけれども、県と折衝したけれども、なかなか動かない、また町の町民からは草ぼうぼうだとか木は枯れているよとか、いろいろご意見をいただいた中で、町としていろいろ検討した中で、町民提案事業で今年度やっていただきたいというふうに考えていたんですけれども、これがままたまならなかったというところがまず1点ございます。

続いて、ことしもまたトライアスロンで、先ほどの一般質問の答弁の中でもあったとおり、ことしは国道から海岸通り、この停車場線を通ってずっとのぼり旗を立てていくというような予定を立てておりますので、草ぼうぼうの中にそれを立てていても、それが果たして目立つものかどうかということもございます。現状においてはなかなか県のほうは草刈りはしていただけませんので、現在においても町のほうで直営である程度の草刈りはやっている状況で、今ああいうきれいな形になっておりますので、町としてはそれを継続的に草刈りまでずっとやっていくのはなかなか難しい。

かといって、県のほうともいろいろ協議して、何とかお願いしたいと言っていますけれども、なかなかその辺の費用分担等を、じゃ、あそこを花を植えたからといって、その草刈り費用を町に回してくれるかというようなお話はしていますけれども、なかなかそれが進んでいかないというような状況の中で、せっかくトライアスロン等でここにのぼり旗を立てる、また花火大会でお客さんが来るという状況の中では、やはり今やるのが一番最大、また、お花のきれいなところを見ていただきたいというのは、おもてなしの心につながる部分になるかと思ひまして、金額がかなり張るところでございますけれども、大塚実海と緑の基金という形で利用させていただいて、ことしのイベントを盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、これより討論に入ります。

討論ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 5番。

私は、一般会計補正予算について、反対の立場で討論をいたします。

今回の補正予算を見ますと、役場前の県道である一宮停車場線に約500万円の費用をかけて植栽を行うとのことであります。また、その費用は全額町が負担することとなっております。

す。

維持管理が不十分で景観が悪いことは理解ができますが、本来、県が維持管理すべき県道を、町の予算で整備する必要があるのか疑問であります。

財政力の弱い小さな町が、県の管理する道路に、その所管を越え、植栽をするその重要性、また6月議会で補正予算を計上する緊急性はないと考えます。

また、今回これを承認すれば、今後国道や県道飯岡一宮線も町で整備していくようなことにもなりかねません。

国道や県道は本来の管理者である国・県が責任を持って管理していくべきであり、管理が不十分な場合は、町から強く要望して年数回の草刈りを一回でも多く実施するよう働きかけていくことが町の責任であります。あわせて、国・県が所管する業務を安易に町が引き受けることは、大きな行政をつくり、町行政の混乱を招くおそれがあり慎むべきと考えます。

以上をもって私は反対をいたします。

なお、その他の事項については理解いたしますので、反対するものではありません。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 4番。

議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算には、海岸近くの迷惑駐車対策や海岸につながる道路環境整備などが含まれており、観光に資する部分が多く、町の観光に対する施策として大いに重要なものであると考えます。

また、県道一宮停車場線の植栽帯を整備することに関し、反対討論がございましたが、県道の整備に関しましては確かに千葉県が行うべきことではありますが、実態として行き届いていない状況があり、一宮町のメインストリートである一宮停車場線の植栽帯が荒れていることを危惧し、今回、町で整備することになったのだと考えます。県がやるべき事業にどこまで介入するべきかという点もございますが、今回のこの事業に関しては、町の環境美化、観光客へのおもてなしなどを考慮したものであり、反対することはないものと考えますので、この件を含めた今回の補正予算につきましては賛成し、討論を終わりといたします。

○議長（島崎保幸君） ほかにございますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

私は、議案第3号に関して反対の立場で意見を申し述べます。

この議案の中には無計画な事業、これが幾つか含まれているということを反対といたします。先ほど質問もございました海岸通りの道路のラバーポールの件、さらに質問が幾つかございました県道停車場線の植栽、あるいは教育課の予算の漏れ、こういったことはきちんと計画を立てて進めていただければ、当初予算に間違いなく組み込めるはずのものです。こうした思いつきのような予算の計画、途中でこういったものを出されては、町の将来的な姿をどういうふうにしていくのかということに関して、非常に危ぶまれるものです。

また、いろいろな運用の計画が出るたびに、大塚実海と緑の基金を使うというようなケースが出ては困ります。寄附者であります大塚実会長にその都度確認をしますというようなことを担当課からお聞きしたこともございますが、それはむしろ町の姿勢としては間違いだと思います。あらかじめきちんとした運用計画をつくって、それをしっかりと審査して、目に見える成果を上げた上できちんと報告をするということが寄附をしていただいた方への恩返しじゃないかと私は思います。

そうしたことも含めて、計画的な事業を進めていただきたいということで、反対といたします。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。

私は、議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定について、賛成の立場から討論を行います。

このたびの補正予算は5,202万円の増額であり、年度当初の補正予算としては異例の大型補正であります。内容を見ますと、この先直面する大きな課題、人口急減、超高齢化社会に対応するための取り組みであり、国から100%の財政的支援をいただける地方再生戦略事業、いわゆる地方創生関連事業が6月9日付で国からの承認をいただけたため、急遽今回の補正予算に計上したほかに、県の100%補助事業を獲得するために町の予算での計上が必要となった子育て支援アプリ作成作業など、どの事業も今回の補正予算による追加が必要であり、町の特徴を生かした自立的、持続的な社会を創生する上で十分に期待が持てるものであると考えます。

また、大塚実海と緑の基金の活用方法の点から反対討論がございましたが、本基金を活用する植栽事業は、国道あるいは駅と海岸線とを一直線に結び、海岸線を訪れる方々を迎える上でも非常に重要な道路の環境を整備するもので、大塚会長のご寄附に込められた、一宮町の海岸線を中心としたすばらしい環境を維持してほしいとの気持ちに反することはないものと考えますので、今回の補正予算案につきましては賛成し、討論を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第3号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第14、議案第4号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、議案つづり42ページをごらんいただきたいと思います。

議案第4号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定について、ご説明いたします。

43ページお願いします。

平成27年度一宮町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,109万3,000円とするものでございます。

49、50ページをお願いいたします。

歳出のほうからご説明いたします。

本件につきましては、保健事業でございます。50ページの説明欄ですが、保健事業、13節の委託料、データヘルス計画策定委託料414万7,000円の補正をお願いするものでございます。事業内容ですが、平成26年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、健康寿命の延伸に関する問題点の一つとして、保険者は健康管理や予防の必要性を認識しつつも、個人に対する動機づけの方策を十分に講じていないということが指摘されました。この課題を解決するため、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画としてデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するということが掲げられました。

当町におきましても、平成25年度に導入した国保データベースシステムに蓄積されたレセプト情報や健診結果等を分析し、現状を把握し、健康課題を明確にした計画を作成した上で、効果的な保健事業を行い、被保険者の健康保持増進に寄与していくこと、ひいては医療費の適正化を図り、被保険者の負担を減らすことを目的に、この事業に取り組んでいきたいと考えております。

47、48ページをお願いいたします。

歳入につきましては、国庫支出金、特別調整交付金全額414万7,000円というものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第4号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第15、議案第5号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長(高師一雄君) 議案つづりの51ページ、52ページをお開きください。

議案第5号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第1次)議定について。

平成27年度一宮町の介護保険特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,266万9,000円とする。

今回の補正は、成年後見制度町長申し立てに係る費用並びに特養事業者の選定に伴う応募事業者の財務状況の審査を監査法人に委託する費用を計上するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長(島崎保幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(島崎保幸君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第5号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

日程追加のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時27分

再開 午後 4時29分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（島崎保幸君） お諮りいたします。発議第1号及び発議第2号を日程第16及び日程第17として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第16及び日程第17を日程に追加し、お手元の追加日程のとおり議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第16、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。
平成27年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫、賛成者、一宮町議会議員、志田延子、賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすもの

です。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や義務教育費国庫負担制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、義務教育費国庫負担制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日。

千葉県一宮町議会議長、島崎保幸。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、下村博文様、総務大臣、高市早苗様。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

発議第1号、提出者ほか5名賛成なんですけれども、ほかの方は反対なんですか。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 今小林議員の質問ですが、これに関しては、長年、総務文教委員が賛成の立場で国に提出するということになっております。ほかの議員さんも、経済または厚生委員さんも同様な解釈でございます。反対ということではないと思います。最初の、当時の請願の理由を申しまして、そのことで、一応代表でこの総務文教委員さんが賛成の立場と。ほかの方々も皆さん同様の解釈の意味でございます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第17、発議第2号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

発議第2号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成27年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫、賛成者、一宮町議会議員、志田延子、賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成28年度にむけての予算の充実をお願いします。

- ・震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日。

千葉県一宮町議会議員、島崎保幸。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、下村博文様、総務大臣、高市早苗様。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、発議第2号 国における平成28年度教育予算拡充に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第2回一宮町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時40分